

# 1 岡崎市の概要

## 1-1 地勢

本市は、三河高原と西三河平野との接触地にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地は花崗岩、その他の岩石層の上にあつて、高燥にしてきわめて地形の変化に富み水源が豊かで、緑に包まれ風光明媚です。また、西三河平野を広く展望するこの台地の西を、北から南に縦断して流れる矢作川は、源を遠く長野県に発し、ゆるく清流が三河湾に注いでいます。

矢作川沿岸は矢作川による沖積地で、みごとな水田地帯となっていますが、広く平坦であるため大型工場の適地となっています。矢作川の豊富な水は、水力発電、農工業用水、あるいは飲料水として利用されています。

本宮山に源を発する乙川は、市の中心部を西に流れて矢作川に合流しますが、菅生川沿岸(乙川下流)は美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最良の環境であるといえます。

## 1-2 岡崎市の位置等

市役所所在地：岡崎市十王町二丁目9番地 緯経度：東経 137° 10' 23" 北緯 34° 57' 17"  
市域：東西 29.1 km・南北 20.2 km 面積：387.24 km<sup>2</sup> 市制：大正 5 年 7 月 1 日

## 1-3 人口・世帯数の推移

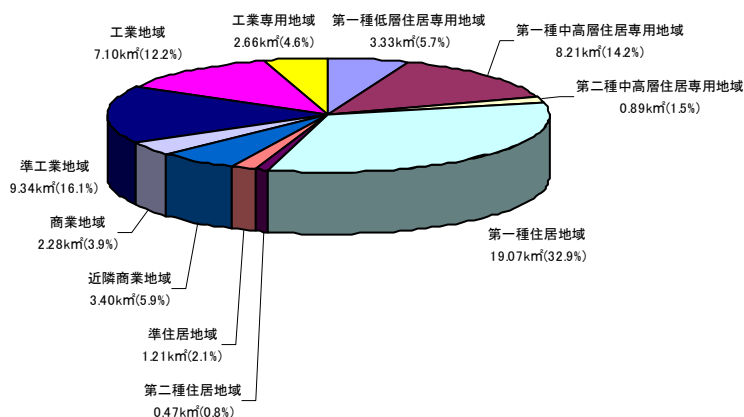
(各年度4月1日現在)

年 度	人 口	世 帯	1 世帯あたり人口	対前年人口増加率 (%)
平成 19 年度	371,413	141,815	2.62	0.97
平成 20 年度	375,067	145,040	2.59	0.98
平成 21 年度	376,220	146,402	2.57	0.31
平成 22 年度	376,120	146,941	2.60	-0.03
平成 23 年度	376,469	148,074	2.54	0.09

## 1-4 都市計画用途地域と面積 (平成 22 年 12 月 24 日現在)

都市計画区域面積：260.79 km<sup>2</sup> (市街化調整区域：202.83 km<sup>2</sup> 市街化区域：57.96 km<sup>2</sup>)

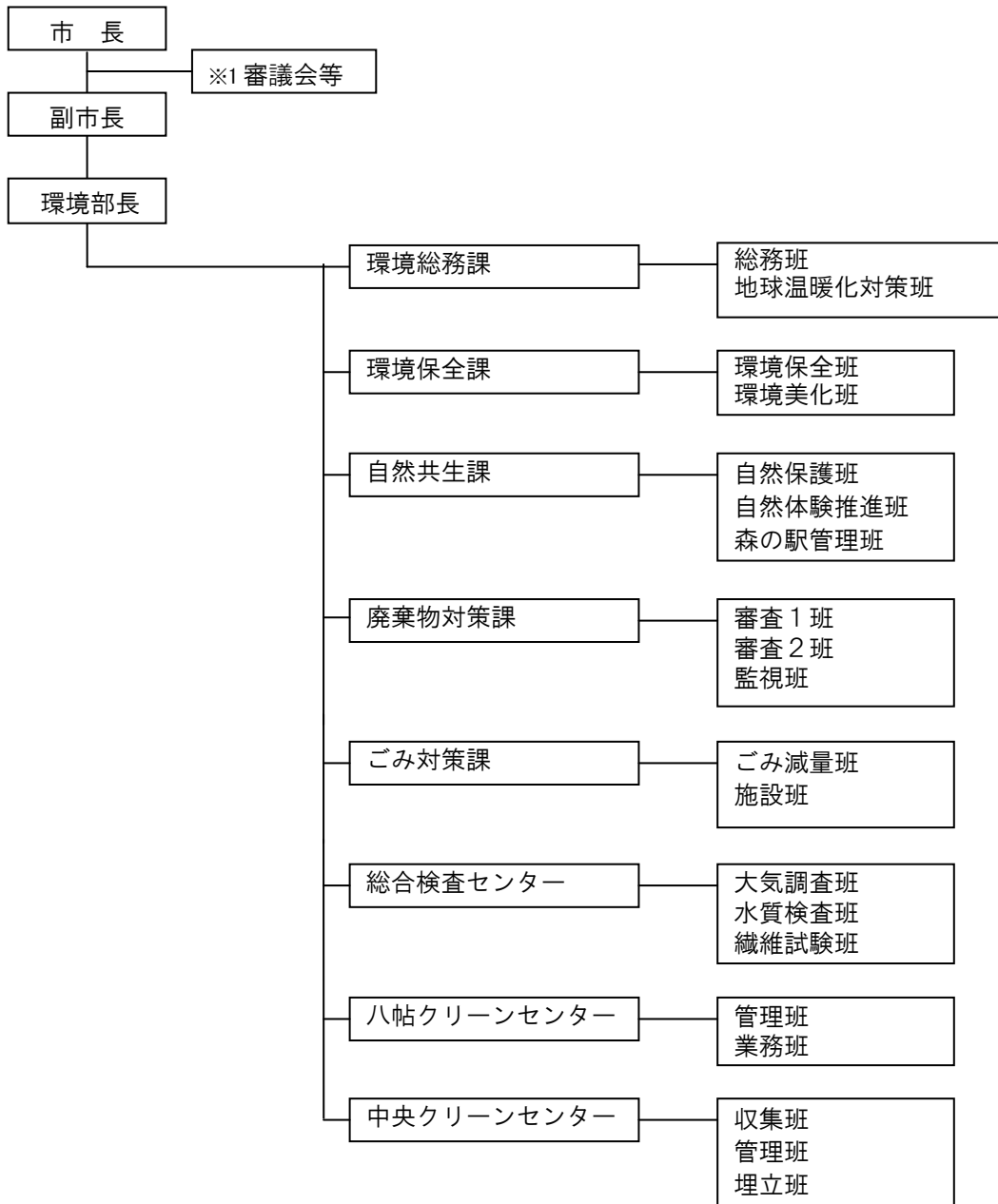
### 都市計画用途地域と面積



## 2 環境行政の概要

### 2-1 行政のあらまし

(1) 環境行政機構 (平成 23 年 4 月 1 日現在)



※1 審議会等……附属機関、附属機関に準ずる機関 (詳細は 20 ページ参照)

## (2) 事務分掌（平成23年4月1日現在）

### 【環境総務課】

#### 総務班

- ①環境部内の総合調整に関する事務
- ②環境審議会に関する事務
- ③水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に関する事務
- ④特定事業の計画に伴う事前協議に関する事務
- ⑤開発行為に係る合議に関する事務
- ⑥特定事業紛争調停委員会に関する事務
- ⑦環境保全調整会議に関する事務
- ⑧環境影響評価に関する事務

#### 地球温暖化対策班

- ①環境基本計画及び市民協働プロジェクト推進に関する事務
- ②地球温暖化対策実行計画の推進に関する事務
- ③地球温暖化対策に関する事務
- ④新エネルギーシステム設置費補助金に関する事務
- ⑤環境教育・環境学習に関する事務
- ⑥環境対策資金融資あっ旋制度に関する事務

### 【環境保全課】

#### 環境保全班

- ①大気汚染、騒音、振動、悪臭による公害防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ②水質汚濁、土壌汚染による公害の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ③ダイオキシン類による環境汚染の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ④化学物質（P R T R等）に関する事務
- ⑤公害に関する相談及び苦情処理に関する対応
- ⑥生活排水対策を推進する事務
- ⑦環境保全委員に関する事務

#### 環境美化班

- ①環境美化の啓発に関する事務
- ②不法投棄防止に関する事務
- ③土地等の適正管理指導に関する事務
- ④放置自動車の調査及び廃物判定に関する事務
- ⑤健全な水循環の推進の総合調整に関する事務
- ⑥水循環推進協議会に関する事務

### 【自然共生課】

#### 自然保護班

- ①自然環境保全に関する事務
- ②自然公園内における開発行為の審査及び県への申達事務
- ③鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域に関する事務
- ④温泉利用許可に関する事務
- ⑤湿地保全計画に関する事務
- ⑥池沼保全計画に関する事務
- ⑦こどもエコクラブに関する事務

- ⑧幼児の環境教育に関する事務
- ⑨動植物の保護に関する事務
- ⑩自然観察会に関する事務
- ⑪自然環境調査に関する事務
- ⑫外来生物に関する事務
- ⑬岡崎市自然環境保全条例に関する事務

#### **自然体験推進班**

- ①おかざき自然体験の森に関する事務
- ②岡崎市こども自然遊びの森に関する事務
- ③自然体験型環境教育に関する事務
- ④自然体験指導者の育成に関する事務

#### **森の駅管理班**

- ①水とみどりの森の駅に関する事務
- ②水とみどりの森の駅の整備運営及び啓発活動
- ③自然環境保全に関する啓発事務
- ④千万町茅葺屋敷に関する事務

#### **【廃棄物対策課】**

##### **審査1班**

- ①浄化槽清掃業の許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ②浄化槽保守点検業の登録及び変更に関する事務並びに指導監視
- ③浄化槽設置、廃止等の届出に関する事務
- ④浄化槽転換設置整備事業補助金に関する事務
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する事務並びに指導監視
- ⑥愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会の運営等に関する事務
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会に関する事務
- ⑧予算管理等に関する庶務事務

##### **審査2班**

- ①廃棄物処理施設に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ②廃棄物処理業に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ③産業廃棄物に関する廃棄物処理法遵守に係る相談育成等に関する事務
- ④廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務並びに指導監視
- ⑤産業廃棄物再生利用個別指定制度に関する事務
- ⑥廃棄物処理法に基づく実績報告に関する事務
- ⑦廃棄物処理施設検討会議運営に関する事務

##### **監視班**

- ①産業廃棄物の適正処理に関する指導監視
- ②産業廃棄物の発生の抑制に関する調査及び啓発
- ③航空画像解析による廃棄物の不法投棄、不適正処理の指導監視
- ④廃棄物処理法遵守のための指導監視
- ⑤産業廃棄物等の再生資源活用審査制度に関する事務
- ⑥建設工事に係る資材の再資源化に関する助言、指導
- ⑦県内政令市等廃棄物行政に係る研究会の運営等に関する事務
- ⑧自動車リサイクルに関する許可及び登録等に関する事務並びに指導監視

## 【ごみ対策課】

### ごみ減量班

- ①ごみ処理基本計画策定事務
- ②一般廃棄物処理実施計画策定事務
- ③各種ごみ減量施策及びPRに関する事務
- ④各種統計事務
- ⑤他市町村との一般廃棄物処理の協議に関する事務
- ⑥生ごみ処理機購入に対する補助金交付に関する事務
- ⑦岡崎西尾地域広域化ブロック会議に関する事務
- ⑧エコシール制度に関する事務
- ⑨レジ袋有料化に関する事務
- ⑩資源リサイクルの推進に関する事務
- ⑪資源回収事業に係る回収団体への報償金に関する事務
- ⑫拠点回収に関する事務
- ⑬町内会のごみ減量・リサイクル活動に対する助成に関する事務
- ⑭幸田町一般廃棄物受入に関する事務

### 施設班

- ①焼却施設その他中間処理施設の整備計画及び建設に関する事務
- ②新一般廃棄物中間処理施設建設審議会に関する事務

## 【総合検査センター】

### 大気調査班

- ①大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、ダイオキシン類等に関する調査
- ②地盤沈下に関する地下水位、沈下量の観測及び事務

### 水質検査班

- ①工場排水、ゴルフ場農薬、産廃処理施設等の水質に関する検査
- ②上水道の水質に関する検査

### 繊維検査班

- ①繊維に関する試験及び分析

## 【八帖クリーンセンター】

### 管理班

- ①し尿処理施設及び公衆便所に関する事務
- ②し尿の収集及び運搬に関する事務

### 業務班

- ①ごみ処理施設の維持管理に関する事務

## 【中央クリーンセンター】

### 収集班

- ①一般廃棄物の収集及び運搬に関する事務
- ②粗大ごみ処理手数料に関する事務
- ③さわやか収集に関する事務
- ④事業系一般廃棄物の処理手数料等に関する請求事務

**管理班**

- ①ごみ処理施設の維持管理に関する事務
- ②ガラス工芸受講料の納付書発送に関する事務

**埋立班**

- ①北部一般廃棄物最終処分場に搬入されるごみの埋立処分に関する事務

**(3) 職員配置**

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

区 分	部長	次長	課長・所長	主幹	副主幹	主任主査	主査	主事	技師	事務員	技術員	事務業務員	再任用	小計	技能業務職員 (次表参照)	合計	課別合計	嘱託職員	嘱託員
<b>環境部</b>	1	2												3		3	3		
<b>環境総務課</b>			1											1		1	13		
総務班				1		2	2	2						7		7			
地球温暖化対策班					1	1		2		1				5		5			1
<b>環境保全課</b>			1											1		1	15		
環境保全班				1		1	2	1	1			1	1	8		8			
環境美化班					1	2				1			2	6		6			1
<b>自然共生課</b>			1											1		1	14		
自然保護班				1			1	1						3		3			
自然体験推進班				1		1			1				1	4	2	6			5
森の駅管理班					1		1			1				3	1	4			
<b>廃棄物対策課</b>			1	1										2		2	14		
審査 1 班				1			1	1				1		4		4			
審査 2 班				1			2			1				4		4			1
監視班				1		1	1	1						4		4			
<b>ごみ対策課</b>			(1)											(1)		(1)	11		
ごみ減量班				1		3	2	2						8		8			1
施設班				1		1	1							3		3		(1)	1
<b>総合検査センター</b>			1											1		1	14		
大気調査班					1	1		1				1		4		4			1
水質検査班						1	2				1	1	2	7		7			
繊維試験班					1							1		2		2			1
<b>八帖クリーンセンター</b>			(1)											(1)		(1)	38		
管理班				1	1		1							3	14	17			1
業務班					1	2								3	18	21		(1)	
<b>中央クリーンセンター</b>			2											2		2	144		
収集班				1		1	1	1				1		5	110	115			2
管理班				(1)	1	2	1			1				5(1)	14	19(1)			4
埋立班					1	1	1					1		4	4	8		(1)	1
<b>計</b>	1	2	7	12	9	20	19	12	2	4	2	6	7	103	163	266	266	15	9
			(2)	(1)										(3)		(3)	(3)		

( ) は次長又は課長が兼務しているため再掲

技能業務職員配置（内訳）

（単位：人）

区 分	作業統括主任	作業副統括主任	自動車運転手主任	自動車運転手副主任	自動車運転手	汽かん員主任	汽かん員副主任	汽かん員	業務員主任	業務員副主任	業務員	再任用	合計
自然共生課												3	3
自然保護班													
自然体験推進班												2	2
森の駅管理班												1	1
八帖クリーンセンター	1					4	6	8	4	5	4		32
管理班	1								4	5	4		14
業務班						4	6	8					18
中央クリーンセンター	1	6	9	18	29	2	4		7	13	32	7	128
収集班		4	8	18	26				5	12	30	7	110
管理班	1		1		1	2	4		2	1	2		14
埋立班		2			2								4
計	2	6	9	18	29	6	10	8	11	18	36	10	163

(4) 環境行政の推移

① 環境保全

年月日	区分	主要事項
昭和31年 6月11日	国	工業用水法公布
33年12月25日	国	公共用水域の水質の保全に関する法律(旧法)公布(廃止) 工場排水等の規制に関する法律(旧法)公布(廃止)
34年10月 1日	市	岡崎市環境衛生条例(旧条例)公布施行(廃止)
37年 5月 1日	国	建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布
6月 2日	国	ばい煙の排出の規制等に関する法律(旧法)公布(廃止)
39年 4月 1日	県	愛知県公害防止条例(旧条例)公布(廃止)
42年 8月 3日	国	公害対策基本法公布施行(廃止)
43年 6月10日	国	大気汚染防止法及び騒音規制法公布(同年12月1日施行)
11月27日	国	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準公布 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準公布
44年 2月12日	国	硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定(廃止)
12月15日	国	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布(廃止)
45年 2月20日	国	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定(廃止)
4月21日	国	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	公害紛争処理法公布
11月 1日	県	愛知県公害審査会設置
12月 1日	市	商工課工業試験所内に水質係新設(市内朝日町地内)
12月 3日	県	愛知県公害対策審議会設置
12月25日	国	水質汚濁防止法公布、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 4月 1日	市	衛生課に公害係を新設(2名)
4月 2日	県	愛知県公害防止条例公布(全部改正)(同年10月1日施行)
5月25日	国	騒音に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	悪臭防止法公布(昭和47年5月31日施行)
6月10日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7月 1日	国	環境庁設置
47年 1月11日	国	浮遊粒子状物質に係る環境基準告示(廃止)
3月29日	県	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布(同年4月1日施行)
3月30日	市	岡崎市公害対策審議会条例公布(廃止)
4月 1日	市	環境交通課公害係となる(5名)
6月12日	市	岡崎市公害対策審議会設置
48年 3月20日	県	愛知県公害被害者認定審査会設置
3月30日	県	大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例公布
4月 1日	市	環境交通課公害対策係(3名)公害調査係(3名)となる
5月 8日	国	大気の汚染に係る環境基準について告示(二酸化窒素・光化学オキシダント)
8月15日	市	公害防止協定締結第1号(合名会社共栄鑄造所)
10月 5日	国	公害健康被害補償法公布
昭和49年4月 1日	市	厚生経済部環境課として独立、公害対策係(4名)、公害調査係(3名)、自然保護係(2名) 岡崎市公害調査センター設置
6月 1日	国	大気汚染防止法一部改正(総量規制の導入)
10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布(平成18年10月1日全部改正)



年月日	区分	主要事項
昭和49年11月1日	市	岡崎市公害防止委員委嘱(14名)(平成18年10月1日再編)
50年2月3日	国	水質汚濁に係る環境基準にPCBを追加 水質汚濁防止法施行令の一部改正(PCB排出基準の設定)
3月31日	県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=鹿乗川、当該類型=C、達成期間=0)
4月1日	市	岡崎市公害調査センター改築移転(稲熊町4丁目12番地)
7月29日	国	新幹線騒音に係る環境基準告示
9月4日	国	自動車騒音の大きさの許容限度公布
51年6月10日	国	振動規制法公布(同年12月1日施行)
8月15日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の実施(廃止)
9月18日	国	悪臭防止法施行令一部改正(二硫化メチル等3物質を追加)
52年1月26日	市	岡崎市新幹線公害対策連絡協議会設立
4月30日	県	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の告示
53年6月13日	国	水質汚濁防止法一部改正(総量規制の導入)
7月11日	国	二酸化窒素の環境基準の改定告示 (0.02ppm→0.04ppm~0.06ppm)
55年2月12日	県	愛知県生活排水対策推進要綱制定
3月7日	市	「天然石けん普及都市」宣言
5月1日	国	幹線道路の沿道の整備に関する法律公布
56年3月27日	県	愛知県公害防止条例一部改正(飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等)
4月1日	市	市民部公害交通課に改称
8月1日	県	愛知県公害防止条例施行規則の一部改正(深夜営業騒音の規制)
57年8月1日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の改正
9月7日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(窒素酸化物の第5次規制)
59年12月21日	県	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例改正
60年5月27日	国	水質汚濁防止法施行規則の一部改正(窒素・リンの排水基準)
6月6日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正・同施行規則の一部を改正(ばい煙発生施設の追加 小型ボイラー)
62年5月1日	県	化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画策定
平成元年3月29日	国	水質汚濁防止法施行令一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの追加)
4月1日	市	環境衛生部環境課に改称
6月28日	国	水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質を含む汚水等の地下浸透規制導入) 大気汚染防止法一部改正(一般粉じん、特定粉じん)
9月27日	国	悪臭防止法施行令の一部改正(プロピオン酸等4物質を追加)(平成2年4月1日施行)
2年6月22日	国	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進を追加)
6月27日	国	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
3年3月25日	県	悪臭防止法による地域の指定等の告示
3月29日	県	化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4月1日	市	岡崎市環境調査センターに改称
8月23日	国	土壌汚染に係る環境基準を告示
8月23日	国	土壌汚染に係る環境基準を告示
4年6月3日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布(同年12月1日施行)

年月日	区分		主要事項
平成4年 9月25日	国		ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
5年 3月 8日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正について告示(トリクロロエチレン等15項目追加)
6月18日	国		悪臭防止法施行令一部改正(プロピオンアルデヒド等10物質追加)(平成6年4月1日施行)
11月19日	国		環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
12月24日	国		地球環境保全に関する閣僚会議「アジェンダ21行動計画」を決定
12月27日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正(ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加)
6年 2月21日	国		土壌の汚染に係る環境基準の改正(ジクロロメタン等15物質の追加)
6月23日		市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
12月16日	国		環境基本計画閣議決定
12月21日		県	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例公布、施行
7年 3月22日		県	愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
4月 1日		市	環境衛生部環境保全課に改称
8年 2月 2日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月29日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=男川、当該類型=A、達成期間=イ)
		市	鹿乗川流域生活排水対策推進計画の策定
4月 1日		市	岡崎市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例公布、施行(平成18年廃止)
4月21日	国		悪臭防止法の一部改正(臭気指数規制の導入)
12月20日	国		騒音規制法施行令の一部改正(特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウトラクターショベル・ブルドーザーを追加)
9年 2月 4日	国		ベンゼン等3物質の大気環境基準告示
3月13日	国		地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示
8月11日		県	愛知県環境基本計画策定
8月29日	国		大気汚染防止法施行令の改正(ダイオキシンを指定物質として追加)
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(廃棄物焼却施設から排出するダイオキシン類対策として、構造基準及び維持管理基準を強化)
10年 3月20日		市	美合町五本松68番地1へ市環境調査センター新築移転
9月30日	国		騒音に係る環境基準告示(等価騒音レベルの採用と新環境基準値の設定)
11年 2月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の追加)
			地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正
3月26日		県	騒音に係る環境基準の地域の類型告示(昭和50年告示は廃止)
		市	岡崎市環境基本計画策定
7月13日	国		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布
7月16日	国		ダイオキシン類対策特別措置法公布(平成12年1月15日施行)
			環境省設置法公布
12月21日	国		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準を告示
		市	岡崎市公害防止条例の一部改正
12年 3月 2日	国		騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令改正(等価騒音レベルの採用)
3月23日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月31日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=乙川下流「岡崎市上水道取水口より下流」、該当類型=B、達成期間=イ)

年月日	区分	主要事項
平成12年 5月31日	国	土壌汚染に係る環境基準の改正(ふっ素、ほう素の追加)
12月22日	国	新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
4月20日	国	ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気環境基準についての一部改正(ジクロロメタン追加)
6月13日	国	水質汚濁防止法施行令、同法施行規則の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
6月27日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正(粒子状物質追加)
11月 9日	国	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正(窒素・りん総量規制)
12月14日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正(岡崎市が対策地域として指定)
14年 4月11日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定める告示
5月29日	国	土壌汚染対策法公布(平成15年2月15日施行)
7月12日	県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準告示
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準告示
7月22日	国	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌に係る環境基準についての一部改正(環境基準に水底の底質を追加)
7月31日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設の追加) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として洗浄施設等追加)
9月 2日	県	愛知県環境基本計画(改訂計画)策定
11月13日	国	土壌汚染対策法施行令公布
12月26日	国	土壌汚染対策法施行規則公布
15年 3月 6日	国	環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法、土壌溶出調査に係る測定方法並びに土壌含有量調査に係る測定方法告示 搬出する汚染土壌の処分方法並びに搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法告示
3月25日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばい煙測定頻度の改正)
	県	県民の生活環境の保全等に関する条例公布
3月28日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等告示
		振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等告示
		悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定告示
8月22日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則公布
		同条例に基づき、愛知県化学物質適正管理指針・愛知県土壌汚染対策指針策定
		同条例に基づき、生活排水対策に関する基本指針策定
9月12日	国	排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部改正(窒素・りんに係る排水基準の改正)
11月 5日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(全亜鉛))

年月日	区分	主要事項
平成15年12月17日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設2施設を追加)
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として2施設追加)
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設追加)
16年 5月26日	国	大気汚染防止法の一部改正(揮発性有機化合物に関する施設の届出、排出基準等に関する項目の追加)
12月 1日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の2つの区分を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者となった
12月27日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 施行令第4条第1項に基づき、施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が1時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合であっては、施行規則第2条第1号の規定によらないで十分な精度を有するもの(簡易測定)として環境大臣が定める方法によることができるようになった ①ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法 ②ダイオキシン類が抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準について、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法及び簡易測定による方法により検定した場合における検出値によるものとなった 測定結果報告書が改められた
17年 5月25日	国	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律公布(平成18年4月1日施行)
5月27日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正 揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施設等を定めた
6月24日	国	ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づき、国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更の告示
8月15日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び同施行規則の一部改正 特定施設(排水)として、次の施設を追加 ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設 改正に伴い、施行規則別表第二の改正 改正に伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
11月25日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示の一部改正 額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
		振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の告示の一部改正 額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
		悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成15年岡崎市告示第77号は廃止) 額田郡額田町の編入に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
12月21日	国	大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正 特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 作業を行う場合に、掲示板を設けることを追加 届出様式の変更 など

年月日	区分	主要事項
平成18年 2月10日	国	石綿による健康被害の救済に関する法律公布
3月10日	国	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令公布
3月27日	市	岡崎市生活環境保全条例公布(同年10月1日施行) 公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化、その他の快適で良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定め、生活環境の保全を推進するため制定
6月19日	市	岡崎市生活環境保全条例施行規則公布(同年10月1日施行) 条例の施行に関し必要な事項を定めた
8月11日	国	大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 特定粉じん排出等作業において、建築物以外に工作物等が対象に追加
11月10日	国	排水基準を定める省令の一部改正 亜鉛含有量「5mg/ℓ」を「2mg/ℓ」に改めた
19年 6月11日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正(平成20年4月1日施行) WHOが最新の知見を踏まえた毒性等価係数に見直したことに伴い、毒性等価係数を最新のものに改めた
6月15日	県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
9月27日	市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の改正の告示(平成20年4月1日施行) 物質濃度規制から臭気指数規制に規制方式を変更
20年 4月 1日	市	市内96の事業所と環境の保全に関する協定を締結(従来の協定の見直し)
21年 3月27日	市	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定告示 矢作川(矢作ダムより下流)=生物B、巴川(全域)=生物B、乙川(乙川天神橋より上流)=生物A、乙川(乙川天神橋より下流)=生物B、鹿乗川(全域)=生物B、男川(全域)=生物B、雨山川及び乙女川下流(雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川)=生物B 達成期間は「直ちに達成」
4月24日	国	土壌汚染対策法の一部改正(平成22年4月1日施行) 調査契機の拡大、指定区域制度の変更、汚染土壌処理業の許可制など
9月9日	国	微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準についての告示
22年3月26日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(平成22年10月1日施行一部平成23年4月1日施行) 土壌・地下水汚染の防止に関する規制に関する部分の改正
5月10日	国	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正(平成23年4月1日施行) (大気・水質)測定結果の未記録・虚偽記録への罰則、事業者の責務規定の創設(水質)事故時の措置の対象の拡大
8月13日	県	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱施行(一部規定のみ平成23年4月1日施行)
23年3月17日	市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成17年岡崎市告示第357号は廃止) 都市計画区域変更に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
3月22日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(平成23年10月1日施行) ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽記録等に対して罰則を創設

② 環境衛生

年月日	区分	主要事項
昭和27年		市 汚物(し尿)取扱業2社契約
29年	国	清掃法施行
		市 汚物(し尿)取扱業2社 契約から許可
30年		市 岡崎市清掃条例施行規則公布
32年		市 汚物(し尿)取扱業1社許可
36年		市 汚物(し尿)取扱業4社許可
45年12月25日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布(昭和46年9月24日施行)
46年 9月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布(同年9月24日施行)
47年 3月30日		市 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布(同年4月1日施行)
48年 2月12日		県 第一次産業廃棄物処理計画策定
6月 5日	国	世界環境デー(第1回環境週間)
7月 1日		市 緑化推進都市宣言
49年10月 2日		市 岡崎市公害防止条例公布(同年11月1日施行)
52年 3月14日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令公布(同年3月15日施行)
4月 6日		県 第二次産業廃棄物処理計画策定
57年 4月 1日		県 愛知県し尿浄化槽設置・維持管理要綱施行
		第三次産業廃棄物処理計画策定
58年 4月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(木くずを産業廃棄物に指定)
58年 5月18日	国	浄化槽法公布(昭和60年10月1日施行)
59年 3月30日	国	浄化槽法施行規則公布(昭和60年10月1日施行)
60年 7月10日		県 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(同年10月1日施行)
62年 4月 1日		県 第四次産業廃棄物処理計画を策定
63年 4月 8日		市 岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程制定、施行
		県 合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱制定(同年4月1日適用)
平成 元年 9月 1日		県 愛知県産業廃棄物広域交換制度発足
2年 4月 1日		市 岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程改正
3年 4月 1日		県 愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の施行
	4月26日	国
10月 5日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(減量化・再生利用の規定の追加、特別管理廃棄物の規定の追加、廃棄物処理施設に係る規制等強化等)
		市 岡崎市環境影響評価調査検討委員会規程
4年 4月 1日		市 合併処理浄化槽設置費補助金交付事務下水道部へ移管
		県 第五次産業廃棄物処理計画策定
7年 3月24日		市 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に改正(同年4月1日施行)
3月31日		市 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正(同年4月1日施行)
		市 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正(同年4月1日施行)
7年 6月16日	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布(同年12月14日施行)
8年 6月16日	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布

年月日	区分	主要事項
平成8年10月14日	県	産業廃棄物の保管に関する指導マニュアル策定
9年 1月28日	国	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン発表
4月 1日	県	第六次産業廃棄物処理計画策定
6月18日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の設置手続きの明確化、最終処分場における適正な維持管理の確保、不法投棄対策)
8月29日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則一部改正(ダイオキシン対策に係る規制等)
10月 1日	県	愛知県浄化槽指導要領改正
12月24日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正(平成10年4月1日施行)
10年 4月 1日	市	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
6月 5日	国	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布
6月16日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正
6月17日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(排出事業者の責務の強化) 愛知県産業廃棄物処理施設審査会議を設置
12年 5月31日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(平成14年5月31日施行)
6月 2日	国	循環型社会形成推進基本法公布 浄化槽法の一部改正(合併処理浄化槽の設置を義務付け)(平成13年4月1日施行) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化等)
6月 7日	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律公布(食品リサイクル法)
11月29日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令公布
13年 3月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物処理基準の強化等)
4月 1日	国	特定家庭用機器再商品化法施行(家電リサイクル法)
5月 1日	国	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行(食品リサイクル法)
5月 7日	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の策定
6月22日	国	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布(同年7月15日施行) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(フロン回収破壊法)
9月19日	国	浄化槽法施行令の公布(同年10月1日施行)
10月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物と畜場においてと殺し、又は解体した獣育等に係る固形状の不要物を追加)
14年 1月 1日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(県外産業廃棄物の届出等)
1月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを追加)
3月 5日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則公布(同年5月31日施行)
3月29日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
4月 1日	県	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱の施行

年月日	区分		主要事項
平成14年 7月12日	国		使用済自動車の再資源化等に関する法律公布(自動車リサイクル法)(平成17年1月1日施行)
9月19日		県	愛知県廃棄物処理計画を策定
10月23日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 ①特別管理一般廃棄物の基準 ②特定管理産業廃棄物の追加 ③特定管理産業廃棄物の追加に伴い埋立処分の基準を定めた ④ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対象となる産業廃棄物処理施設に追加
12月19日		市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(平成15年4月1日施行) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加)
12月20日	国		使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令・施行規則公布(自動車リサイクル法関係)(平成17年1月1日施行)
15年 3月14日	国		循環型社会形成推進基本計画策定
3月25日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布(同年10月1日施行)
3月28日		県	あいち資源循環型社会形成プラン策定
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布(同年4月1日施行) 岡崎市浄化槽法施行細則公布(同年4月1日施行) 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布(同年4月1日施行)
4月 1日		市	中核市に移行 合併処理浄化槽設置費補助金交付事務環境部へ移管 岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱制定
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(不法投棄等の未然防止等の措置及びリサイクルの促進等の措置)
6月23日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布(同年10月1日施行)
6月25日		市	岡崎市廃棄物処理施設検討会議設置運営要領施行(同年8月25日委嘱)
7月 4日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布(同年10月1日施行)
11月28日	国		広域的処理にかかる特例の対象とする一般廃棄物を定めた(廃スプリングマットレス・廃パソコン・廃密閉型蓄電池)
12月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設を追加)
16年 3月23日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(自動車リサイクル法に係る許可申請手数料の追加)
4月28日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出義務化 不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則の強化
6月24日		市	岡崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則公布(同年7月1日施行)
9月29日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 特定処理施設に関する規定及び指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分等に関する基準の追加
17年 5月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(欠格要件該当者の届出義務、マニフェスト制度違反者への命令措置等)(同年10月1日施行)
5月20日	国		浄化槽法の一部改正(目的の明確化、水質基準の創設、検査時期の適正化、監督の強化)(平成18年2月1日施行)



年月日	区分	主要事項
平成18年 2月10日	国	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を含む)(平成18年10月1日完全施行) 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設
7月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(石綿を含む廃棄物の処理に関する基準の追加等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(マニフェスト交付等状況報告書提出義務の適用)
19年 6月13日	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律の一部改正 (食品関連事業者に対する指導監督の強化取組の円滑化及び再生利用等の手法に「熱回収」の追加)(平成19年12月1日施行)
9月 7日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物である木くずの範囲の拡大)(平成20年4月1日施行)
20年 3月27日		市 一般廃棄物処理基本計画告示
12月 5日	国	特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正(薄型テレビ、衣類乾燥機の品目追加)(平成21年4月1日施行)
21年 2月26日		市 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(粗大ごみ有料戸別収集手数料を個別品目制から寸法及び重量による手数料体系へ改正)(平成21年4月1日施行)
22年 5月19日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(建設工事に伴い生ずる廃棄物の元請業者の処理責任一元化、廃棄物処理施設の定期検査制度創設、優良認定制度創設等)(平成23年4月1日施行・一部内容を除く)
12月21日		市 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料の改定)
12月22日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化、帳簿の備え付けを要する事業者の追加等)
23年 1月28日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続き等)

③ 自然環境、その他

年月日	区分	主要事項
大正 7年 4月 4日	国	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布(全部改正)
昭和32年 6月 1日	国	自然公園法公布
47年 6月22日	国	自然環境保全法公布
48年 3月30日	県	愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例公布
52年 4月 1日	市	岡崎市土地開発行為事前指導要綱の実施
59年 8月28日	国	環境影響評価実施要綱閣議決定
60年 3月29日	市	岡崎市都市景観環境条例公布(廃止)
61年 3月31日	県	愛知県環境影響評価要綱告示(同年10月1日施行)
平成 4年 6月 5日	国	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(平成5年4月1日施行)
6月26日	国	都市計画法及び建築基準法の一部改正(用途地域:8区分→12区分)
5年11月19日	国	環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
6年 6月23日	市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
8月 1日	県	愛知県環境審議会設置
12月 2日	県	「あいちアジェンダ21」を策定
12月16日	国	環境基本計画閣議決定
7年 3月22日	県	愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
9年 6月13日	国	環境影響評価法公布(平成11年6月12日施行)
8月11日	県	愛知県環境基本計画策定
10月 6日	県	あいち環境づくり推進協議会設置
12月29日	国	地球温暖化対策推進本部設置
10年 6月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」決定
10月 9日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布(平成11年4月8日施行)
12月18日	県	愛知県環境影響評価条例公布(平成11年6月12日施行)
11年 3月26日	市	岡崎市環境基本計画策定
4月 1日	県	愛知県環境評価審議会設置
4月16日	国	地球温暖化対策に関する基本方針告示
7月 1日	市	エコオフィスパラン岡崎策定
7月16日	国	環境省設置法公布
12年 3月27日	県	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)策定
5月31日	国	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布(グリーン購入法)
6月26日	市	岡崎市生活環境等影響調査条例公布
6月29日	市	同上施行規則公布
7月25日	市	ISO14001認証取得(本庁舎等)
12月22日	国	新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
1月19日	県	ISO14001認証取得(本庁舎)
3月26日	市	ISO14001認証取得(一般廃棄物最終処分場)
14年 3月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」見直し
3月25日	市	岡崎市自然体験の森条例公布(同年4月18日施行)
3月29日	市	岡崎市自然体験の森条例施行規則公布(同年4月18日施行)
6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正、公布
7月12日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布(平成15年4月16日施行)
9月 2日	県	愛知県環境基本計画(改訂計画)策定

年月日	区分	主要事項
平成14年12月20日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令公布
12月26日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するため基本方針を定めた
15年 3月31日		市 岡崎市温泉法施行細則公布
6月23日		市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布
7月25日	国	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布(同年10月1日施行)
16年 6月 2日	国	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布(平成17年4月1日施行) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布(平成17年6月1日施行)
10月18日		市 エコオフィスプラン岡崎見直し
17年 3月25日	県	国際博覧会開幕 同年9月25日まで
6月17日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正(温室効果ガス算定・報告・公表制度の制定)
12月21日	市	岡崎市環境基本条例公布(平成18年1月1日施行) 環境の保全及び創造について、基本理念その他の基本的事項を定め、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため制定 以下の審議会条例を廃止し、環境基本条例のなかで統合 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例廃止 岡崎市環境審議会条例廃止 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす 岡崎市環境施策推進基金条例公布(平成18年1月1日施行) 環境施策の推進に係る廃棄物処理施設、その他環境の保全及び創造に関する施設の整備並びに環境活動の推進に要する事業費に充てるために設置 岡崎市千万町茅葺屋敷条例公布(平成18年1月1日施行)
12月28日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴い、都市計画区域外の額田地区について、計画的な土地利用及び機能的な都市整備を図る観点から、景観及び環境の保全形成に多大な影響を及ぼす特定事業について実施の条件を見直す
18年 6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正(京都メカニズムによる削減量(いわゆるクレジット)の取得等について定める)
19年12月21日		市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成20年4月1日施行)
12月28日		市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成20年4月1日施行)
20年 3月28日		市 岡崎市自然環境保全条例公布(同年10月1日施行) 本市の地域特性を踏まえた自然環境の保全及び創出を推進するために制定
6月13日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正(事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告制度導入、特例市以上に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定義務)
21年 3月26日		市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成21年4月1日施行)
22年 3月18日		市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成22年4月1日施行)
3月26日		市 岡崎市子ども自然遊びの森条例公布(平成22年10月1日施行)
23年3月28日		市 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成23年4月1日施行)

## 2-2 審議会など（平成23年4月1日現在）

### (1) 附属機関

#### ○岡崎市環境審議会

環境基本法第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定をうけ、岡崎市環境基本条例に基づき設置しています。学識経験者、関係団体員及び公募市民のうちから市長が任命した25名に委嘱しています。

市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項、環境基本計画に関する事項、良好な景観及び環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項について調査審議する機関です。

#### ○岡崎市特定事業紛争調停委員会

岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第28条の規定に基づき、特定事業の施行に関して生じた紛争の調停を行うために設置しています。

#### ○岡崎市水循環推進協議会

本市における健全な水循環を確保し、創造するために、岡崎市水を守り育む条例に基づき設置しています。水循環総合計画に関する事項、健全な水循環に関する基本事項及び重要事項について審議する機関です。

### (2) 附属機関に準ずる機関

#### ○岡崎市エコシール制度推進協議会

市長が任命した委員で組織され、消費者、事業者及び学識経験を有する者の代表者から18名に委嘱しています。

市民、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、買い物袋の持参を推進し不必要な包装物を省くことによってごみの発生を少なくするとともに、学校、地域、団体等の環境改善に関するボランティア行動を推奨し、併せて環境にやさしい製品（グリーン製品）の普及・促進を通じて省資源・省エネルギー型ライフスタイルの実践と潤いある快適環境の保全に寄与することを目的としています。

#### ○岡崎市放置自動車廃物判定委員会

岡崎市放置自動車の処理に関する事務取扱要綱第9条に基づき、自動車についての専門知識又は学識を有する者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者のうちから8名に委嘱しています。

委員会は、放置自動車の廃物としての判定、その他市長が必要と認める事項について、調査、審査及び判定するための機関で、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域の美観、良好な都市環境、快適な生活環境を維持することを目的としています。

#### ○岡崎市廃棄物処理施設検討会議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定に基づき、焼却施設、最終処分場を許可する場合、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くために開催しています。

10名以内の学識経験者で構成され、現在7名に委嘱しています。

#### ○岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設審議会

本市が設置する新一般廃棄物中間処理施設の建設に向け、学識経験者・住民等幅広い分野の関係者から意見を求め、施設の在り方を検討・審議することを目的に設置しており、10名以内の委員により組織しています。

### (3) その他

#### ○岡崎市環境保全委員

岡崎市生活環境保全条例第40条の規定に基づき、環境保全に関する専門知識又は経験を有する者15名に委嘱しています。

連絡会議を定期的開催し情報交換を行うとともに、各担当地域における生活環境の状況調査や報告、市の行う施策の協力並びにこれに関する啓発及び指導をしています。

○岡崎市自然環境監視員

岡崎市自然環境保全条例第 29 条の規定に基づき、保護区や市内に生息、生育する希少野生動物の監視や指定移入種の放逐等の違反行為の監視を目的に 8 名の委員を委嘱しています。

○岡崎市廃棄物減量等推進員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 8 の規定に基づき、市のごみ減量・リサイクル及び分別排出等を円滑に推進することを目的として 47 名に委嘱しています。

附属機関とは

法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のことをいいます。

附属機関に準ずる機関とは

要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として設置する機関のことをいいます。

## 2-3 保有車両

(平成23年4月1日現在)

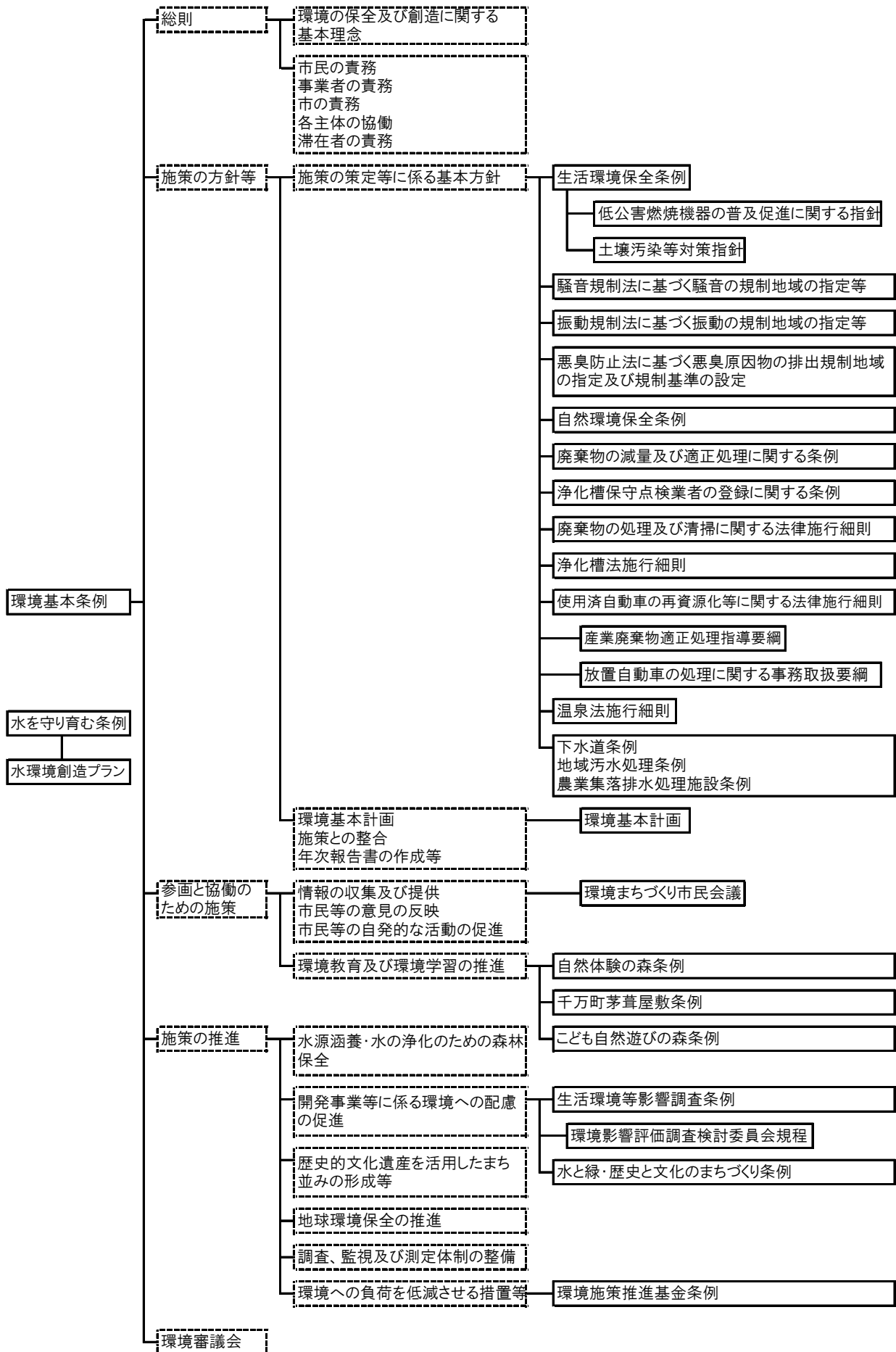
課	車種	台数	用途		
環境保全課	小型貨物	2	公害パトロール用		
	軽貨物	4	作業用		
自然共生課	軽貨物(ダンプ)	1	作業用		
	小型貨物	2	作業用		
	普通乗用	2	一般業務用		
廃棄物対策課	小型乗用	1	パトロール用		
	軽乗用	1	パトロール用		
ごみ対策課	小型貨物	1	事務連絡用		
	軽貨物	2	事務連絡用		
総合検査センター	軽貨物	2	公害パトロール用		
八帖クリーンセンター	小型貨物	1	事務連絡用		
	軽貨物	2	事務連絡・作業用		
	ダンプ	1	汚泥運搬用		
	シャベルローダー	1	作業用		
	バキューム車	1	し尿収集車		
中央クリーンセンター	普通乗用	1	事務用	リサイクル活動調査・啓発用	
	小型貨物	1		連絡用	
	軽貨物	4		連絡・動物収集用	
	軽貨物	1		連絡用	
	収集車	35	ごみ 収集用	可燃・不燃ごみ収集用	
	収集車	10		資源ごみ収集用	
	トラック	12		資源ごみ収集用	
	トラック	5		粗大ごみ・さわやか収集用	
	トラック	1	その他	埋立覆土運搬・消毒用	
	ダンプ	3		破碎資源ごみ運搬用	
	ダンプ	2		埋立覆土運搬用	
	ダンプ	1		焼却灰運搬用	
	ダンプ	1		解体資源ごみ運搬用	
	トラック(脱着装置付)	1		資源ごみ運搬用	
	トラック(脱着装置付)	1		破碎・解体資源ごみ運搬用	
	バキュームタンク車	1		埋立場散水用	
	フォークリフト	5		資源物運搬用	
	トラクターショベル ショベルローダー バックホー	6		資源ごみ運搬用・埋立用	
	合 計			115	

## 2-4 法律等の体系

### (1) 環境関連の主な法体系（平成22年10月末現在）



(2) 本市における環境関連の条例等の体系 (平成 23 年 4 月 1 日現在)





## 2-5 予算の概要

### (1) 予算額

( ) は一般会計に占める割合

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度
総予算額	2,142 億 9,701 万円	2,036 億 9,645 万円
一般会計	1,192 億 4,000 万円	1,084 億 9,000 万円
【衛生費】	193 億 4,883 万円 (16.2%)	117 億 7,407 万円 (16.2%)
特別会計	646 億 6,643 万円	641 億 3,870 万円
企業会計	303 億 9,059 万円	310 億 6,776 万円

#### 【衛生費】内訳

( ) は衛生費に占める割合

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度
<b>環境費</b>	<b>9 億 9,352 万円 (5.1%)</b>	<b>8 億 5,014 万円 (5.1%)</b>
環境総務費	4 億 3,824 万円	4 億 155 万円
環境推進費	2 億 5,619 万円	2 億 3,505 万円
総合検査センター費	2 億 9,909 万円	2 億 1,354 万円
<b>清掃費</b>	<b>122 億 2,850 万円 (63.2%)</b>	<b>41 億 8,007 万円 (63.2%)</b>
清掃総務費	16 億 4,110 万円	16 億 4,401 万円
塵芥処理費	19 億 4,508 万円	23 億 4,257 万円
し尿処理費	1 億 8,793 万円	1 億 5,187 万円
新一般廃棄物中間 処理施設建設費	84 億 5,439 万円	4,162 万円
<b>その他</b>	<b>61 億 2,681 万円 (31.7%)</b>	<b>67 億 4,386 万円 (31.7%)</b>

### (2) 清掃費の推移

年 度	清掃費	うち経常経費	うち投資的経費
平成 19 年度	59 億 7,601 万円	43 億 5,196 万円	16 億 2,405 万円
平成 20 年度	73 億 5,396 万円	43 億 1,476 万円	30 億 3,893 万円
平成 21 年度	111 億 0,037 万円	41 億 9,764 万円	69 億 0,273 万円
平成 22 年度	122 億 2,850 万円	37 億 7,411 万円	84 億 5,439 万円
平成 23 年度	41 億 8,007 万円	41 億 3,845 万円	4,162 万円

### (3) ごみ処理に要する経常経費の推移

年度	人口 1 人当たりの経費	一世帯当たりの経費
平成 19 年度	10,649 円	27,890 円
平成 20 年度	10,513 円	27,187 円
平成 21 年度	10,233 円	26,297 円
平成 22 年度	9,183 円	23,506 円
平成 23 年度	10,209 円	25,955 円

※ごみ処理に要する経常経費の予算額より積算

### 3 清掃事業の概要

#### 3-1 概要

本市では、中央クリーンセンターでごみの収集、処理（焼却・破碎・資源選別・埋立）、八帖クリーンセンターでごみ処理（焼却）、し尿の収集、処理の各事業を行っています。

一般的にはあまり目立たない存在ではありますが、清潔で衛生的な環境のもとで快適な生活を営むうえには、この清掃事業は最も重要な施策の一つです。

「ごみ」については、ごみ減量・リサイクル推進を図るため各種施策を展開しています。

#### 3-2 事業内容

##### (1) ごみ処理

全市において、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（空き缶・空きびん、3分別）、有害ごみ（発火性危険ごみ、鏡・水銀体温計）の分別収集、粗大ごみの有料戸別収集を行っています。また、ペットボトル、新聞・雑誌等、有害ごみ（蛍光灯・乾電池）については、回収協力店や市民センター等で拠点回収を行っています。

平成13年4月1日から粗大ごみの有料戸別収集、平成14年1月14日から容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルを目的とした3分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集を実施し、ごみの減量を推進しています。

平成15年4月からは、新たに高齢者・体が不自由な方がごみ出しが容易にできるように、自宅まで戸別収集するさわやか収集、相次ぐ不燃ごみの火災・爆発事故を防止するため発火性危険ごみ（スプレー缶、ガスボンベ、ライター等）の分別収集を開始しました。

可燃ごみは週2回、3分別は週1回、不燃ごみ、缶・びん、有害ごみ（発火性危険ごみ・鏡・水銀体温計）は隔週1回の定期収集を実施し、生活水準の向上により、増加傾向にあるごみの排出量を抑制するため、各種減量施策を推し進めていきます。

##### ア 可燃ごみ

八帖クリーンセンターはストーカー炉による焼却処理、中央クリーンセンターではガス化溶融処理を行っています。施設の1日の最大処理能力は、八帖クリーンセンターは100ト、中央クリーンセンターは380ト、各種の公害防止等に万全を期してごみ処理事業を行っています。

八帖クリーンセンター・中央クリーンセンターの処理施設では、余熱を利用して蒸気タービンによる発電を行っています。

##### イ 不燃ごみ

リサイクルプラザに搬入して、破碎処理をしています。破碎後は、資源物・可燃物・残さに選別して、資源物は再生資源業者に売却し、可燃物は中央クリーンセンターへ搬入して処理し、残さと中央クリーンセンターから発生する飛灰はダスト固化され、北部一般廃棄物最終処分場で埋立処理されます。北部一般廃棄物最終処分場は、各種の公害防止等に万全を期して埋立事業を行っています。

##### ウ 資源物（缶・びん）

収集し、缶は機械によって選別処理を行い、びんは手選別処理を行い、それぞれ再生資源業者に売却しています。

##### エ 資源物（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）

収集し、容器包装リサイクル法で定められた方法で、選別・圧縮・梱包した後、再生資源業者に引き渡しています。また、ペットボトルの大半は、市の施設で選別の後、フレーク化され、再生資源業者に売却しています。

##### オ 拠点回収

市民の皆様が資源物を出しやすくするため、協力店舗でペットボトル（56店舗：平成23年4月1日現在）と新聞・雑誌（9店舗：平成23年4月1日現在）を回収しています。また、市役所、市民センター等（12か所：平成23年4月1日現在）では、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、蛍光灯、乾電池を回収しています。

##### カ 集団回収

市民の皆様積極的にごみ減量していただくために、子ども会や町内会など（375団体：平成23年3月31日現在）による集団回収で、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、アルミ缶を回収していただ

いています。

また、ミニ拠点回収でも同様に回収しています。

## (2) ごみ減量とリサイクル

集団回収を実施する子ども会等の団体に報償金を交付しています。また、家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。

この他、リサイクルプラザで、家具、自転車などの再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

## (3) し尿及び浄化槽汚泥収集処理

し尿は、許可業者が定められた区域を収集し、浄化槽汚泥は、許可業者が市全域を収集しています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、八帖クリーンセンターの標準脱窒素処理施設及び高度処理施設で処理し、水質の保全に努めています。

## (4) 公衆便所

市内 14 箇所に設置されている公衆便所の清掃管理を業者に委託して、清潔の保持に努めています。

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)	建設年月
明大寺 (ガード下)	明大寺町字沢田 3 番地 1	コンクリート造	14.00	平成 8 年 3 月
上明大寺	上明大寺町 2 丁目 14 番地 1	鉄骨造	7.20	昭和 57 年 2 月
康生東	康生通東 1 丁目 10 番地先	コンクリートブロック造	6.60	昭和 37 年 10 月
能見	能見町 145 番地	コンクリートブロック造	4.53	昭和 43 年 1 月
伊賀	伊賀町字南郷中 5 番地 1	コンクリートブロック造	4.95	昭和 43 年 10 月
井田	井田町字池田 9 番地	コンクリートブロック造	4.90	昭和 44 年 12 月
大門駅	大樹寺 2 丁目 21 番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 2 月
六名駅	六名新町 11 番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 2 月
西岡崎駅南側	昭和町字北浦 20 番地	プレハブ式	16.00	昭和 63 年 3 月
西岡崎駅北側	昭和町字北浦 47 番地	プレハブ式	16.00	昭和 63 年 3 月
岡崎駅自由通路西口	羽根町字南乾地 53 番地 1	コンクリート造	32.90	平成 2 年 10 月
岡崎駅自由通路東口	羽根町字東荒子 126 番地	プレハブ式	22.20	平成 2 年 10 月
東岡崎駅南	明大寺町字寺東 2 番地 4	コンクリート造	38.48	平成 11 年 3 月
中岡崎駅	八帖町字往環通 142 番地 2	プレキャストコンクリート造	36.40	平成 18 年 4 月

(5) ごみ処理関係施設概要

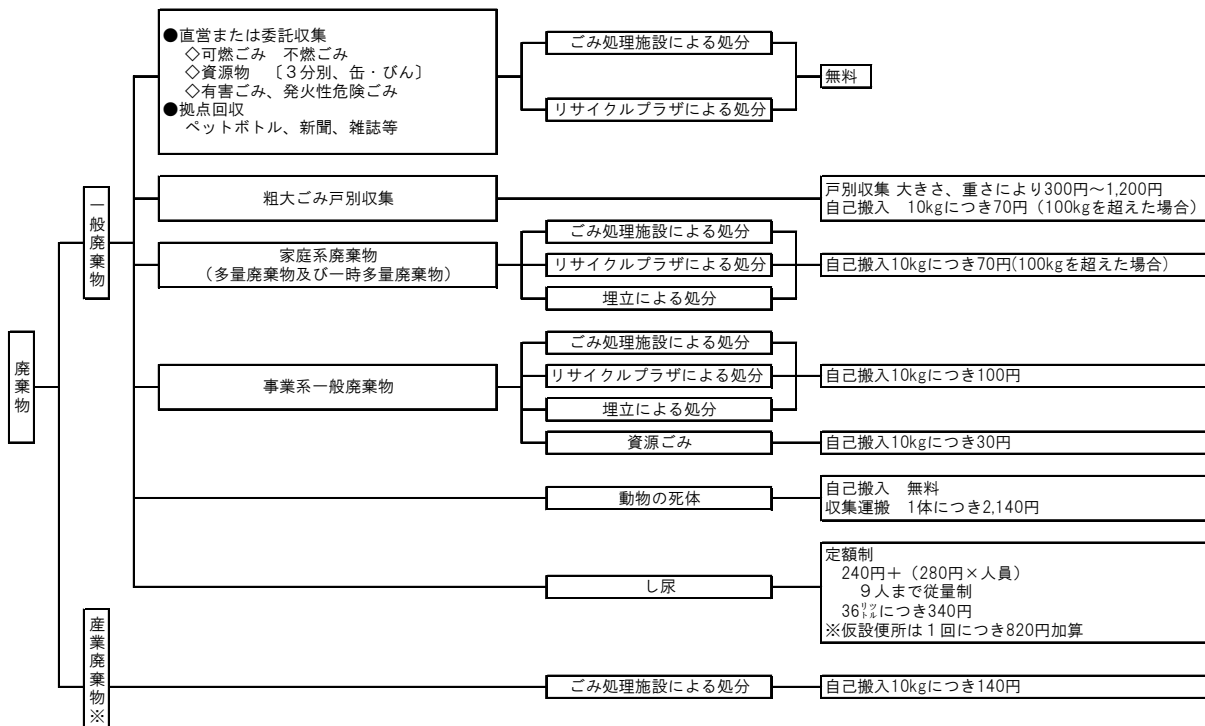
(平成 23 年 4 月 1 日現在)

施設名		敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	着工	竣工	処理方法	能力	
八帖クリーンセンター	ごみ焼却施設	17,758.51	1号炉	5,745.25	H5.6.23	H8.2.26	全連続燃焼式	100トﾝ/日
			2号炉	1,591.40	平成 23 年休止		全連続燃焼式	150トﾝ/日
	計量棟 灯油ポンプ室		26.73	H5.6.23	H8.2.26	—	—	
	倉庫		68.00	—	—	—	—	
	し尿処理施設		7,457.04	S63.10.1	H4.3.25	※1	320kℓ/日	
中央クリーンセンター	ガス化溶融施設		77,831.30	14,473.87	H17.12.21	H23.6.30	シャフト炉式ガス化溶融	190トﾝ/日×2炉
	リサイクルプラザ	ごみ焼却施設 不燃ごみ処理施設	78,252.00	12,719.15	平成 23 年休止		全連続燃焼式	120トﾝ/日×2炉
				4,361.53	H5.6.23	H7.9.14	破碎選別 選別圧縮	粗大不燃 70トﾝ/日 缶 15トﾝ/日
	一般廃棄物最終処分場		235,678.68	824.77 (事務所等)	平成 18 年埋立終了		—	—
	北部一般廃棄物最終処分場		197,963.00	2,242.00 (事業所等)	H13.10.1	H16.3.31	準好気性埋立方式	399,100m <sup>3</sup>
	一般廃棄物最終処分場(額田)		2,900.00	469.00	平成 18 年埋立終了		—	—
	旧一般廃棄物最終処分場(額田)		900.00	—	平成 16 年埋立終了		—	—
稲熊町拠点回収所		6,569.71	495.00	H19.11.6	H19.12.25	—	—	

※1 標準脱窒素処理方式砂ろ過活性炭処理凝集沈殿法オゾン処理法

(6) ごみ処理に関する使用料及び手数料

ア 使用料及び手数料一覧 (平成 23 年 4 月 1 日現在)



※岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条第3項で規定するものに限る。

イ ごみ処理手数料の経緯

年度	臨時多量廃棄物の収集、運搬及び処分		多量事業用廃棄物臨時多量廃棄物の処分		動物の死体の焼却処分		事業系廃棄物の処分	
	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	収集、運搬をして処分する場合	処分する場合(自己搬入)	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合
昭和47年	1tにつき 3,500円	1tにつき 2,500円	1tにつき 2,000円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	1tにつき 2,500円	1tにつき 1,000円
昭和49年	100kgにつき 350円	1tにつき 2,500円	100kgにつき 200円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	100kgにつき 400円	1tにつき 1,000円
昭和51年	100kgにつき 560円	1tにつき 4,200円	100kgにつき 320円	1tにつき 1,000円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 2,000円
昭和53年	100kgにつき 560円	100kgにつき 420円	100kgにつき 320円	100kgにつき 100円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 200円
昭和57年	100kgにつき 800円	100kgにつき 600円	100kgにつき 400円	100kgにつき 150円	1体につき 2,000円	無料	100kgにつき 500円	100kgにつき 250円
平成元年	100kgにつき 820円	100kgにつき 620円	100kgにつき 410円	100kgにつき 150円	1体につき 2,060円	無料	100kgにつき 520円	100kgにつき 260円
平成5年 5月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	無料	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円

年度	一般廃棄物						動物の死体		事業系廃棄物		
	一時多量廃棄物の収集、運搬及び処分			多量廃棄物 一時多量廃棄物の処分			収集、運搬をして処分する場合	処分する場合(自己搬入)	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分する場合	埋立により処分する場合
	ごみ焼却施設により処分をする場合	リサイクルプラザにより処分をする場合	埋立により処分をする場合	ごみ焼却施設により処分をする場合	リサイクルプラザにより処分をする場合	埋立により処分をする場合					
平成7年 4月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	無料	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円
平成9年 4月1日	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	1体につき 2,140円	無料	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円

年度	一般廃棄物						動物の死体		産業廃棄物			
	家庭系の多量廃棄物及び一時多量廃棄物			事業系一般廃棄物			収集、運搬をして処分する場合	処分する場合(自己搬入)	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分する場合	埋立により処分する場合	
	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分をする場合	埋立により処分する場合	ごみ焼却施設により処分をする場合	リサイクルプラザにより処分をする場合	埋立により処分する場合						資源ごみ
平成10年 4月1日	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 780円	100kgにつき 780円	100kgにつき 780円	100kgにつき 260円	1体につき 2,140円	無料	100kgにつき 1,050円	100kgにつき 1,050円	100kgにつき 1,050円
平成16年 1月1日	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kgにつき 78円	10kgにつき 78円	10kgにつき 78円	10kgにつき 26円	1体につき 2,140円	無料	10kgにつき 105円	10kgにつき 105円	10kgにつき 105円
平成23年 4月1日	10kgにつき 70円	10kgにつき 70円	10kgにつき 70円	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円	10kgにつき 30円	1体につき 2,140円	無料	10kgにつき 140円	10kgにつき 140円	10kgにつき 140円

ウ し尿くみ取り手数料の経緯

経緯年月日	規定量	料 金
昭和37年2月1日	27ℓにつき	35円
昭和47年4月1日	36ℓにつき	100円
昭和49年7月1日	36ℓにつき	150円
昭和50年1月1日	定額制	100円+(140円×人数)
	従量制	36ℓにつき 150円
昭和52年5月1日	定額制	130円+(170円×人数)
	従量制	36ℓにつき 180円
昭和55年5月1日	定額制	160円+(200円×人数)
	従量制	36ℓにつき 210円
昭和60年4月1日	定額制	200円+(240円×人数)
	従量制	36ℓにつき 250円
平成 元年7月1日	定額制	210円+(250円×人数)
	従量制	36ℓにつき 260円
平成 5年5月1日	定額制	240円+(270円×人数)
	従量制	36ℓにつき 330円
平成 6年5月1日	定額制	240円+(270円×人数)
	従量制	36ℓにつき 330円 ※仮設便所の場合は、1便槽1か所につき 800円加算する
平成 9年4月1日	定額制	240円+(280円×人数)
	従量制	36ℓにつき 340円 ※仮設便所の場合は、1便槽1か所につき 820円加算する

### 3-3 清掃事業の推移

年 度	内 容
昭和 27	汚物(し尿)汲取処理業2社契約
28	道路散水業務開始(散水車2台)
29	清掃法施行(汚物(し尿)汲取処理業2社 契約から許可) 稲熊ごみ焼却場建設(自然通風式)
30	岡崎市清掃条例施行規則公布
32	汚物(し尿)取扱業1社許可
34	特別清掃区域を拡大し5清掃区に分け週1回の定期収集実施 道路清掃班を設置
36	汚物(し尿)取扱業4社許可 市公共施設し尿くみとり直営実施
38	下水処理場完成(16,000m <sup>3</sup> /日)
39	ごみ焼却場完成(150t/日) コンクリートごみ箱を廃止し、ポリ容器普及
40	機構改革により衛生課から独立衛生センターとなり2係設置 し尿処理場完成(消化方式 100kl/日)
41	衛生センター竣工式(管理棟・ごみ焼却場・し尿処理場)
42	市内中心部のごみ夜間収集開始
43	ごみ収集にステーション方式実施 可燃物週2回、不燃物週1回の定期収集実施
44	散水業務道路清掃を土木課に移管 田口不燃物埋立場埋立開始 衛生センター3係となる
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 田口不燃物埋立場埋立終了 西阿知和不燃物埋立場埋立開始
46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布 衛生センター4係となる
47	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布 衛生センター6係となる 西阿知和不燃物埋立場埋立終了 米河内不燃物埋立場埋立開始
48	第2ごみ焼却場完成(150t/日) ごみ計量開始(焼却場) 額田・幸田広域ごみ処理開始
49	粗大ごみ収集実施 第2し尿処理場完成(酸化方式 150kl/日) 第1し尿処理場改造 第1ごみ焼却場へ電気集塵器取付
50	衛生センター7係となる 第2ごみ焼却場へ電気集塵器取付
51	衛生センター2課7係となる

年 度	内 容
昭和 52	全国都市清掃会議北陸東海地区総会岡崎市で開催
	ごみ減量及び資源再利用推進補助事業開始 公衆便所清掃業務委託
53	ごみ計量業務委託(焼却場)
	米河内不燃物埋立場埋立終了
	才栗不燃物埋立場埋立開始(計量機付・流し石)
	ごみ焼却場排水処理施設完成 ごみ減量及び資源再利用補助金交付開始
54	才栗不燃物埋立場へコンパクト導入
	し尿処理場汚泥焼却設備増強
	し尿処理悪臭防止工事施工
	下水処理場改造工事完成(日本下水道事業団へ委託・昭和53～54年継続 28,000m <sup>3</sup> /日)
55	粗大ごみ収集を民間に委託(組合)
	粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
	ごみ焼却場処理施設、排ガス処理施設設置工事
	し尿処理場悪臭防止工事施工
56	名称が清掃センターとなる
	岡崎市清掃協会設立
	粗大ごみ収集を岡崎市清掃協会に委託
	祝日にごみ収集実施
	ごみ焼却場悪臭防止工事施工
	し尿処理施設排水処理施設工事完成(昭和55～56年継続)
	し尿処理施設排水処理施設業務委託
温水余熱利用養魚槽設置工事完成	
57	清掃センター2課6係となる
	し尿処理施設、貯留槽増設及び本曝気槽改造工事施工
	ごみ夜間収集業務一部地域の廃止
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸施設工事完成 粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
58	新設不燃物埋立場建設(昭和58～59年継続)開始
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸開始
59	下水処理場汚水調整池最終沈殿池完成
	岡崎市一般廃棄物最終処分場完成(才栗町字霧ヶ洞) 有害ごみ収集開始(乾電池)粗大ごみステーションで回収
60	汚水調整池用地等下水道維持課から移管
	新焼却場「岡崎市中央クリーンセンター」(昭和60～63年継続)建設開始 岡崎市一般廃棄物最終処分場埋立開始
61	清掃センター2課7係となる
	才栗不燃物埋立場埋立終了
62	し尿処理施設実施設計
63	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会岡崎市で開催
	し尿処理施設建設事業開始(昭和63～平成3年) 中央クリーンセンター完成(240t/日)

年 度	内 容
平成 元	衛生課2係・八帖クリーンセンター3係 中央クリーンセンター3係に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書締結
2	一般廃棄物最終処分場2期工事(埋立)
	前処理施設設置工事完成(中央ク)
	公衆便所建替工事完成(康生南公衆便所)
3	し尿処理施設完成(320kℓ/日)
	浸出水前処理施設設置(埋立)
	ごみモデル地区設定(3地区)
	空き缶プレスカー導入(1台)
4	生ごみ堆肥化装置購入補助制度
	一部機構改革(指導係設置)
	ごみモデル地区設定(3地区 計6地区)
	資源ごみ集積場設置
	岡崎市空きびんリサイクル協力店制度制定(平成5年4月1日施行)
5	八帖クリーンセンターごみ焼却施設建設開始(平成5～7年継続)
	リサイクル施設建設開始(平成5～7継続)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例制定(平成6年4月1日施行)
	空き缶プレスカー増車(1台計2台)
	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会廃棄物処理実務研修会岡崎で開催
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
6	岡崎市廃棄物減量等推進審議会設置(委員16名)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画に関する事項の諮問・答申
	ごみモデル地区(2地区計8地区)
	一般廃棄物最終処分場3期工事(埋立)
7	衛生課を生活環境課に課名変更 (課3係・八帖クリーンセンター3係・中央クリーンセンター3係)に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則に改正(平成7年4月1日施行)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行
	岡崎市清掃協会を岡崎市リサイクル協会に名称変更
	岡崎市廃棄物減量推進員設置(41名に委嘱)
	岡崎市ごみ減量推進員設置
	岡崎市資源回収事業報償金制度開始(4月)
	リサイクル施設完成(粗大・不燃ごみ破碎施設等 105t/日)
	リサイクルの日開始
	一般廃棄物処理基本計画告示
	空き缶・空きびん分別収集開始(10月9日～)
	八帖クリーンセンターごみ焼却施設完成(100t/日)
8	一部機構改革(八帖クリーンセンター2係)
	ごみ減量・リサイクル活動奨励金制度
	岡崎市分別収集計画策定
9	一部機構改革(中央クリーンセンターに安全教育係設置)



年度	内 容
平成 10	機構改革(班体制)
	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則の改正(平成10年4月1日施行)
	岡崎市資源回収事業補助金制度開始(7月)
	不用品情報交換の開始(10月1日～)
	ペットボトル拠点回収開始(10月13日～)
11	電動式生ごみ堆肥化装置補助開始
	新聞、雑誌拠点回収開始(8月1日～)
12	ごみ袋透明化開始(4月1日～)
13	粗大ごみ戸別収集開始(4月1日～)
	家電リサイクル法施行(4月1日～)
	蛍光灯・乾電池の回収協力店方式と拠点回収開始(4月1日～)
	生活環境課をごみ対策課に課名変更(4月1日～)
	ごみ新分別モデル地区(8学区19町内)(7月1日～)
	新分別・指定袋制開始(1月14日～)
	北部一般廃棄物最終処分場建設開始(平成13年～)
	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事施工
14	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事完了
15	一部機構改革(中央クリーンセンターにリサイクル推進班設置)
	さわやか収集開始(4月実施)
	発火性危険ごみ収集開始(4月試行7月実施)
	3分別(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)を毎週収集に変更(7月7日～)
	資源回収事業ミニ拠点回収方式開始(9月～)
	事業系ごみの古紙類の搬入規制開始(10月～)
	資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まる
16	一部機構改革(埋立2班設置)
	家庭系パソコン搬入規制開始(4月完全実施)
	びん手選別開始(4月～)
	北部一般廃棄物最終処分場完成(5月～)
17	夜間収集の廃止(5学区25町内 1,737 世帯)
	一部機構改革(ごみ対策課総務班を環境総務課総務班へ統合)
	ペットボトル粉碎処理開始(10月～)
	額田町合併による収集開始(1月)
	合併に伴い額田町一般廃棄物最終処分場の継続使用開始(1月)
	北部一般廃棄物最終処分場埋立開始(1月)
	新一般廃棄物中間処理施設建設造成工事着手(平成 17～19 年度継続)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会を岡崎市環境審議会に統合(1月)
	岡崎市一般廃棄物最終処分場(才栗)の埋立終了(3月)
岡崎市リサイクル協会の解散(3月末日)	
18	一部機構改革(リサイクル推進班を中央クリーンセンターからごみ対策課へ)
	一般廃棄物最終処分場(額田)の埋立終了(12月)
	環境拠点整備工事(1月～3月)
	一般廃棄物処理基本計画(案)に対する市民からの意見を募集(2月～3月)

年 度	内 容
平成 19	新一般廃棄物中間処理施設建設工事請負契約を締結(6月)
	指定ごみ袋形状変更(10月)
	稲熊町拠点回収所完成(2月)
	一般廃棄物処理基本計画告示
20	機構改革(八帖クリーンセンターと中央クリーンセンターを部に属する公所へ)
	し尿直営収集の廃止(4月)
	指定可燃ごみ袋の規格追加(12月)
	空き缶プレスカーの廃止(12月)
	認証レジ袋制度の廃止(2月)
	レジ袋を有料化(無料配布の中止)(3月～)
21	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(粗大ごみ有料戸別収集手数料を個別品目制から寸法及び重量による手数料体系へ改正)(4月1日施行)
	家電リサイクル法施行令の改正(薄型テレビ・衣類乾燥機の品目追加)(4月)
	家電リサイクル法に係るメーカー指定引取場所の共有化(10月)
	高年者センター(美合町)で拠点回収の開始(12月)
	消火器リサイクルシステムの開始(1月)
	稲熊町拠点回収所の拠点回収を週2日に変更(3月)
22	生ごみ処理機購入補助制度改正(補助金額を変更)(4月)
	新一般廃棄物中間処理施設の試運転開始(11月)
	災害時における廃棄物の収集運搬業務に関する協定を締結(11月)
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料を改定。平成23年4月施行)(12月)
	硬質プラスチック類の分別区分を不燃ごみから可燃ごみへ変更(2月)
	可燃ごみ・不燃ごみ指定袋の規格変更(2月)
	一部機構改革(ごみ対策課リサイクル推進班を廃止)(3月)

### 3-4 ごみ関係統計

#### (1) ごみ・資源物収集・搬入量

(単位：トン)

区分 年度	市内分															幸田町分					合計		
	ごみ									資源物						ごみ			資源物				
	家庭系					事業系				計	家庭系			事業系			計	計	計	計			
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	有害 ごみ	粗大 ごみ	小計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	小計	計		缶 びん	3分別	小計	缶 びん	計	可燃 ごみ					不燃 ごみ	計	缶 びん
18	70,346	7,469	173	330	78,318	38,217	2,332	40,549	118,867	3,096	5,301	8,397	105	8,502	127,369	6,569	176	6,745	9	6,754	125,612	8,511	134,123
19	71,214	8,411	175	265	80,065	39,384	1,910	41,294	121,359	2,926	5,308	8,234	130	8,364	129,723	6,698	163	6,861	10	6,871	128,220	8,374	136,594
20	71,571	9,036	175	237	81,019	39,396	2,504	41,900	122,919	2,774	5,146	7,920	114	8,034	130,953	6,839	161	7,000	7	7,007	129,919	8,041	137,960
21	69,574	8,531	174	213	78,492	36,283	1,973	38,256	116,748	2,501	4,898	7,399	112	7,511	124,259	6,449	162	6,611	2	6,613	123,359	7,513	130,872
22	68,610	7,408	167	240	76,425	35,705	1,552	37,257	113,682	2,484	4,721	7,205	96	7,301	120,983	6,566	158	6,724	0	6,724	120,406	7,301	127,707

※減免分…災害に遭われた方による搬入量

① 可燃ごみ内訳

(単位：トン)

区分 年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計
	収集量		自己搬入量							
	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	その他			
18	65,356	898	3,935	157	6,509	27,223	4,485	108,563	6,569	115,132
19	66,099	974	3,866	275	6,684	28,102	4,598	110,598	6,698	117,296
20	66,290	1,007	3,976	298	6,975	27,898	4,523	110,967	6,839	117,806
21	63,676	1,055	4,499	344	6,866	26,440	2,977	105,857	6,449	112,306
22	63,062	1,057	4,286	205	6,716	26,292	2,697	104,315	6,566	110,881

※ その他…公所等

② 不燃ごみ内訳

(単位：トン)

区分 年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計
	収集量		自己搬入量							
	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	その他			
18	4,798	105	2,366	200	208	352	1,772	9,801	176	9,977
19	4,659	107	2,479	1,166	204	263	1,443	10,321	163	10,484
20	4,974	108	2,768	1,186	245	273	1,986	11,540	161	11,701
21	4,101	110	2,937	1,383	206	229	1,538	10,504	162	10,666
22	3,835	100	3,057	416	154	177	1,221	8,960	158	9,118

※ その他…公所等

③ 資源物（缶）内訳

(単位：トン)

区分 年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計
	収集量		自己搬入量							
	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	公所			
18	785	23	0	0	1	0	9	818	0	818
19	720	22	0	0	1	0	5	748	0	748
20	621	20	0	0	0	0	5	646	0	646
21	528	20	0	0	0	0	4	552	0	552
22	522	20	0	0	0	0	4	546	0	546

④ 資源物（びん）内訳

(単位：トン)

区分 年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計
	収集量		自己搬入量							
	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	公所			
18	2,132	69	0	87	2	83	10	2,383	9	2,392
19	2,068	67	0	50	2	113	8	2,308	10	2,318
20	2,025	63	0	45	2	98	9	2,242	7	2,249
21	1,851	61	0	42	1	100	6	2,061	2	2,063
22	1,841	63	0	38	2	84	6	2,034	0	2,034

⑤ 資源物（3分別）内訳

（単位：トン）

区分 年度	紙製容器包装 （委託収集）	ペットボトル			プラスチック製容器包装 （委託収集）	合計
		直営収集分	委託収集分	小計		
18	1,857	693	13	706	2,738	5,301
19	1,830	712	14	726	2,752	5,308
20	1,726	717	13	730	2,690	5,146
21	1,658	665	14	679	2,561	4,898
22	1,574	655	14	669	2,478	4,721

⑥ 有害ごみ内訳

（単位：トン）

区分 年度	使用済 蛍光管	使用済 乾電池	合計
18	72	101	173
19	74	101	175
20	69	106	175
21	68	106	174
22	67	100	167

⑦ 粗大ごみ

（単位：トン）

区分 年度	粗大ごみ （戸別収集）
18	330
19	265
20	237
21	213
22	240

(2) ごみ処理量

① 焼却量（搬入分）

（単位：トン）

区分 年度	八帖クリーンセンター			旧中央クリーンセンター			現中央クリーンセンター			合計
	直接 受入分	その他 （他施設の 処理残さ）	計	直接 受入分	その他 （他施設の 処理残さ）	計	直接 受入分	その他 （他施設の 処理残さ）	計	
18	52,420	3,345	55,765	62,712	2,618	65,330	—	—	—	121,095
19	53,621	3,398	57,019	63,676	1,978	65,654	—	—	—	122,673
20	55,525	2,719	58,244	62,281	2,299	64,580	—	—	—	122,824
21	50,769	3,752	54,521	61,537	2,967	64,504	—	—	—	119,025
22	43,550	2,723	46,273	50,220	1,663	51,883	17,111	1,524	18,635	116,791

② 資源化量

（単位：トン）

区分 年度	収集分	拠点回収 分	集団回収 分	スラグ ・メタル	合計
18	10,244	6,659	13,329	—	30,232
19	10,098	6,607	12,925	—	29,630
20	10,009	5,737	12,227	—	27,973
21	9,383	5,200	11,469	—	26,052
22	8,841	5,059	11,281	1,205	26,386

③ 埋立量

（単位：トン）

区分 年度	直接 埋立分	ごみ 焼却灰	し尿 焼却灰	破碎残さ	合計
18	2,025	17,598	99	1,714	21,436
19	2,706	17,610	94	2,531	22,941
20	3,218	17,870	83	2,763	23,934
21	3,074	17,054	—	2,601	22,729
22	1,847	14,198	—	2,491	18,536

※ 「資源回収分」にはミニ拠点回収分を含む。

※ 平成21年度より、し尿処理施設に  
おけるし尿処理後物の焼却を廃止。

【詳細】

●資源収集搬入分内訳

(単位：トン)

区分年度	スチールプレス	アルミプレス	破碎スチール	破碎アルミ	スチール発火性危険ごみ	アルミ発火性危険ごみ	その他金属	生きびん	カレット	紙製容器包装	ペットボトル	プラスチック製容器包装	合計
18	455	198	915	10	55	11	871	153	2,220	1,738	887	2,731	10,244
19	417	175	728	14	59	12	1,009	122	2,204	1,715	904	2,739	10,098
20	389	163	807	28	68	14	1,024	114	2,134	1,679	911	2,678	10,009
21	368	171	673	25	68	14	942	96	2,051	1,536	886	2,553	9,383
22	356	167	536	29	64	14	814	89	2,009	1,393	887	2,483	8,841

※ カレットは平成16年4月より手選別に変更

※ 発火性危険ごみは平成15年4月より分別を開始

●拠点回収・集団回収内訳

区分年度	拠点回収（公所、協力店による拠点回収）				合計 (単位：トン)	集団回収 (子供会等による集団回収)		ミニ拠点回収 (町内会等による拠点回収)	
	ペットボトル 拠点回収		古紙類、古着 拠点回収			団体数	回収量 (単位：トン)	拠点数	回収量 (単位：トン)
	拠点数	回収量 (単位：トン)	拠点数	回収量 (単位：トン)					
18	66	226	20	6,659	6,885	370	13,140	7	189
19	68	231	20	6,607	6,838	368	12,749	7	176
20	68	236	21	5,737	5,973	372	12,041	7	186
21	68	244	21	5,200	5,444	372	11,337	7	132
22	69	244	21	5,059	5,303	375	11,170	8	111

※ 拠点回収にはクリーンセンターでの回収を含む

●ペットボトルの内訳

(単位：トン)

区分年度	ステーション収集		拠点回収	合計
	直営	委託		
18	693	13	226	932
19	712	14	231	957
20	717	13	236	966
21	665	14	244	923
22	655	14	244	913

区分年度	指定法人ルート	独自ルート	合計
18	303	584	887
19	222	682	904
20	143	768	911
21	240	646	886
22	140	747	887

(3) ごみ減量・リサイクル啓発活動

① 資源回収（集団回収方式）実績及び報奨金交付状況

区分年度	回収量 (単位：トン)			合計	報奨金単価(円/トン)			報奨金額 (単位：円) ※均等割含む
	ダンボール 牛乳パック	新聞 雑誌	アルミ缶 古着		ダンボール 牛乳パック	新聞 雑誌	アルミ缶 古着	
18	1,691	10,891	558	13,140	5,000			66,438,610
19	1,645	10,561	543	12,749	5,000			64,481,090
20	1,618	9,958	465	12,041	5,000			60,946,720
21	1,652	9,237	448	11,337	5,000			57,437,285
22	1,660	9,080	430	11,170	5,000			56,597,385

② 資源回収（ミニ拠点回収方式）実績及び報奨金交付状況

区分 年度	回収量 (単位：kg)			回収量 合計	報奨金単価		報奨金額計 (単位：円)
	ダンボール 牛乳パック	新聞 雑誌	アルミ缶 古着		従量割 (円/kg)	均等割 (単位：円)	
18	30,018	149,210	9,416	188,644	2.0	6,400	921,288
19	27,036	141,200	7,993	176,229	2.0	6,400	896,458
20	29,731	148,366	7,901	185,998	2.0	6,400	915,996
21	24,395	102,362	5,654	132,411	2.0	6,400	808,822
22	21,809	85,502	3,724	111,035	2.0	6,400	778,870

平成18年4月1日よりアルミ缶の回収開始

③ 生ごみ堆肥化装置設置補助実績

年度	申請件数	コンポスト等	密閉容器	電動式	合計設置基数	補助金額
	(件)	(基)	(基)	(基)	(基)	(円)
18	412	50	71	316	437	6,422,390
19	328	75	70	352	497	7,213,340
20	359	97	109	206	412	4,445,372
21	332	115	135	151	401	3,431,819
22	276	99	101	109	309	2,220,130

④ リサイクルの日実績（平成22年度）

入場者数	3,344名
サンドブラスト利用者	714名
吹きガラス利用者	69名
再生家具販売数	218点（2,315件）
再生自転車販売数	229点（1,747件）

⑤ 環境推進事業ポスターコンクール（ごみ減量部門）

・小学校、中学校の自由応募

提出校数	49校（小学校 40校、中学校 9校）
参加者数	790名（小学生 731名、中学生 59名）
特別賞	5名
市長賞	磯谷 太一 さん（大樹寺小学校4年）
市議会議長賞	小林 芽久 さん（福岡中学校1年）
教育委員会賞	金内 美緒 さん（六名小学校2年）
教育委員会賞	伊藤 舞胡 さん（根石小学校3年）
教育委員会賞	原田 八哉輝 さん（男川小学校4年）
入選	45名（ごみ減量部門）

・幼稚園、保育園の塗り絵

提出園数	41園
参加者数	2,008名

### 3-5 ごみ質分析及び測定データ

#### (1) ごみステーション（家庭系）ごみ質分析

##### ① 可燃ごみ (重量比率%)

可燃物 79.7%	草・剪定くず	14.6
	生ごみ	31.0
	軟質プラスチック類	0.7
	その他	33.4
資源物 19.8%	紙製容器包装	3.2
	古紙類	7.4
	布・古着	3.3
	プラスチック製容器包装	5.6
	ペットボトル	0.3
不燃物 0.5%	硬質プラスチック類	0.3
	その他	0.2

##### ② 不燃ごみ (重量比率%)

不燃物 78.4%	金属類	13.4
	硬質プラスチック類	25.2
	その他	39.8
資源物 12.9%	プラスチック製容器包装	4.1
	ペットボトル	0.2
	空き缶	2.6
	空きびん・生きびん	6.0
可燃物 7.3%	軟質プラスチック類	2.2
	その他	5.1
有害・ 発火性 1.4%	有害ごみ	0.7
	発火性ごみ	0.7

※ 平成22年ステーション分析結果（年4回実施の平均）

#### (2) ごみ処理施設ごみ質分析

##### ① 可燃ごみ (重量比率%)

紙類	34.5
布・繊維類	1.3
ビニール・合成樹脂類	12.7
ゴム・皮革類	0
木・草木・ワラ類	20.3
厨雑芥類	21.1
金属類	1.3
ガラス・陶器・土砂類	0.7
その他(5mmフルイ通過分)	8.1

※ 平成22年八帖ピット内分析結果平均

紙類	31.3
布・繊維類	0
ビニール・合成樹脂類	11.2
ゴム・皮革類	0
木・草木・ワラ類	25.1
厨雑芥類	20.2
金属類	1.6
ガラス・陶器・土砂類	1.8
その他(5mmフルイ通過分)	8.9

※ 平成22年中央ピット内分析結果平均



(3) ごみ処理施設・最終処分場・し尿処理施設に関する測定データ

	単位	大気汚染防止法による規制値	市条例による規制値	測定値			
				八帖クリーンセンター		中央クリーンセンター	
				1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
ばいじん濃度 (12%酸素換算値)	g/N m <sup>3</sup>	0.08	—	0.004	0.003	0.013	0.019
硫黄酸化物 (K値)		17.5	7.59	0.10	0.05	0.009	0.051
窒素酸化物濃度 (12%酸素換算値)	ppm	250	—	63	81	140	72
塩化水素濃度 (12%酸素換算値)	mg/N m <sup>3</sup>	700	—	40	10	51	28
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	1	—	0.024	0.00019	0.13	0.26

※ K値とは、拡散された硫黄酸化物が地上に到達した時の濃度を定量化したものであり、硫黄酸化物の排出量を定めるための係数で、数値が小さいほど厳しい規制になる。

	単位	市条例による規制事項	測定値		
			一般廃棄物最終処分場浸出水処理場	北部一般廃棄物最終処分場浸出水処理場	八帖クリーンセンターし尿処理施設
水素イオン濃度 (PH)		5.8~8.6	6.9	7.3	7.2
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	25(20)	1.7	0.4	0.9
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	25(20)	6.5	1.2	3.5
浮遊物質 (SS)	mg/l	30(20)	<5	<5	<5
大腸菌群数	個/c m <sup>3</sup>	500	<30	<30	<30

※ 市条例の ( ) 内は日間平均による規制事項

※ 一般廃棄物最終処分場におけるカドミウム、シアン、有機燐、鉛、クロム、六価クロム、砒素、水銀等の測定値は定量限界未満のため省略した。

※ 平成18年10月1日より水素イオン濃度 (PH) の規制基準が6.5~8.5から5.8~8.6に変更になった。

3-6 し尿関係統計

(1) し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥処理量

(単位：k l)

区分年度	市直営分	許可業者		公共委託	合計
		し尿	浄化槽汚泥	清掃汚泥	
18	902	5,315	80,925	34	87,176
19	990	4,896	78,948	235	85,069
20	23	5,365	68,922	244	74,554
21	—	4,434	61,343	201	65,978
22	—	4,321	55,243	106	59,670

※ 平成20年度からの直営収集を廃止。

※ 平成20年度市直営分は、公所による直接搬入によるもの。

## 4 岡崎市の自然環境

### 4-1 天然林面積

(単位：ヘクタール)

年 度	森林面積	天然林面積		
		針葉樹（マツ類）	広葉樹	計
平成 17 年度	23,346	2,492	6,602	9,094
平成 18 年度	23,325	2,483	6,589	9,072
平成 19 年度	23,318	2,483	6,589	9,072
平成 20 年度	22,428	2,480	6,584	9,064
平成 21 年度	22,416	2,477	6,580	9,057

資料：「西三河の森林と林業」（愛知県西三河農林水産事務所発行）

※ヘクタール未満を四捨五入しているため、内計と計は一致しないことがあります。

### 4-2 おかざき自然体験の森

年度	総入場者数 (人)	自然体験型環境教育プログラム			
		実施回数	参加人数 (人)		
			市民活動団体	岡 崎 市	
平成 18 年度	19,283	254	200	54	3,278
平成 19 年度	17,496	231	169	62	2,542
平成 20 年度	18,995	216	156	60	2,258
平成 21 年度	19,287	200	136	64	2,472
平成 22 年度	18,672	193	147	46	2,183

平成 14 年 10 月 1 日 正式開設：自然体験型環境教育プログラム提供  
公開面積 約 41.0 ヘクタール（全体区域面積 約 103.7 ヘクタール）

### 4-3 公園緑地供用面積

年度 (平成)	区分	総数	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	特殊 公園	広域 公園	緑地	緑道	市域に 対する 割合(%)	市民 一人当り 公園面積(m <sup>2</sup> )
18	箇所数	210	148	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	369.71	40.02	29.83	7.90	41.20	—	47.70	104.50	95.05	3.51	0.95	10.21
19	箇所数	214	152	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	370.94	40.75	29.83	7.90	41.70	—	47.70	104.50	95.05	3.51	0.95	10.14
20	箇所数	217	155	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	371.68	41.53	29.83	7.90	41.70	—	47.70	104.50	95.08	3.44	0.96	10.12
21	箇所数	220	157	18	2	2	—	5	1	28	7	—	—
	面積(㎡)	373.59	41.77	29.83	7.90	41.70	—	47.70	104.50	96.75	3.44	0.96	10.18
22	箇所数	230	164	20	2	2	—	5	1	28	8	—	—
	面積(㎡)	400.43	43.38	35.09	7.90	41.71	—	47.70	104.50	116.75	3.40	1.03	10.77

特殊公園：風致公園・歴史公園・墓園など

#### 4-4 自然環境保護

指定区分		法令等	該当区分
自然公園地域	国立公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>特別保護地区</li> <li>利用調整地区</li> </ul> </li> <li>海中公園地区</li> <li>普通地域</li> </ul>	自然公園法	三河湾国立公園 第3種特別地域 287ヘクタール 鉢地町、山綱町、桑谷町
	国定公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>特別保護地区</li> <li>利用調整地区</li> </ul> </li> <li>海中公園地区</li> <li>普通地域</li> </ul>		
自然環境保全地域	愛知県立自然公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>利用調整地区</li> </ul> </li> <li>普通地域</li> </ul>	愛知県立自然公園条例	本宮山県立自然公園 第3種特別地域 1,450ヘクタール 普通地域 207ヘクタール 切山町、千万町町、石原町、東河原町、雨山町、大代町
	原生自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>立入制限地区</li> </ul>	自然環境保全法	該当なし
	自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物保護地区</li> </ul> </li> <li>海中公園地区</li> <li>普通地域</li> </ul>		
	愛知県自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物保護地区</li> </ul> </li> <li>普通地域</li> </ul>	自然環境保全及び緑化の推進に関する条例	茅原沢自然環境保全地域 14.36ヘクタール 山中八幡宮自然環境保全地域 5.5ヘクタール

#### 4-5 自然公園

##### (1) 三河湾国定公園

指定年月日：昭和33年4月10日

区 域：岡崎市・蒲郡市・豊橋市・田原市・美浜町・南知多町・一色町・吉良町・幡豆町・幸田町の各一部

主要利用地区：遠望峰山・宮路山・岩屋寺・内海海岸・南知多ビーチランド・鶴の池・羽豆岬、吉良温泉、猿ヶ島・三ヶ根山・蒲郡海岸・竹島・西浦温泉・形原温泉・三谷温泉・大恩寺・蔵王山・伊良湖岬・日出の石門・伊良湖国民休暇村・伊川津・吉湖の貝塚等

概 要：本公園は、愛知県の南部に位置し、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾を中心に、南知多、蒲郡、渥美半島及び湾内に浮かぶ島々を包含する海岸景観の休養地域です。湾内を中部地方から九州の西端に及ぶ中央構造線を境に内帯と外帯に区分された地質学的要素に恵まれています。気候は海洋性を帯び、年間平均気温は15～16度で比較的变化が少なく全般に温和です。

##### (2) 本宮山県立自然公園

指定年月日：昭和44年3月14日

区 域：岡崎市・豊川市・新城市の各一部

主要利用地区：閻苅溪谷・本宮山・観音山・巴山・雁峰山

概 要：本公園は、本宮山の山地景観と、本宮山山麓の乙川の水源となっている閻苅国有林の溪谷景観、及び寒狭川の渓流景観からなっています。殊に本宮山は山姿も秀麗であり、山稜部は展望にすぐれています。またシダ類を始めとする植物の宝庫でもあります。

## 4-6 愛知県茅原沢自然環境保全地域の保全計画（昭和59年3月28日指定）

### (1) 指定理由

本地域は、男川と乙川の合流点付近に位置し、標高40mの川岸から110mの尾根の間にはアラカシを主とする常緑広葉樹林及びコナラ等の落葉広葉樹林が成立しています。

これらの林内には、県内稀産の種であるヒメシャラ、オオズミ、ムヨウラン、アケボノシスラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど数多くの種が生育し、県内でも貴重な森林となっています。

また、本地域には、県内稀産の陸貝であるツムガタモドキギセルが生育し、本地域がその分布の南限となっていることは、学術的にも貴重な価値をもっているほか、このような低地の森林にヒメシャラが稚樹を含めて多数生育することは他に例をみません。

さらに、この地域の川岸の植生は、乙川のゲンジボタルの生育環境を保全する意味からも重要な役割を果たしています。

このため、この地域を自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第4号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

### (2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

#### ○植生

茅原沢神明宮の社殿の周辺地域及び乙川に沿って川岸の部分及び北部の沢沿いに成立するアラカシ、サカキを優占種とする常緑広葉樹林の林床にムヨウラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウ等の腐生植物をもっています。

#### ○野生動物

貝類のツムガタモドキギセルは、県内では、茶臼山、伊熊神社にみられるが、本地域は、その分布の南限となっています。

### (3) 所在地

岡崎市茅原沢町及び秦梨町

### (4) 面積

普通地区（全域）：14.36ヘクタール

## 4-7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域の保全計画（平成16年2月27日指定）

### (1) 指定理由

山中八幡宮は、岡崎市の南東部の舞木町に位置し、山中八幡宮の社叢（以降、「本社叢」という。）としてツブラジイを優占種とする常緑広葉樹林が覆う、標高106m程の小さな丘です。常緑広葉樹林の社叢としては、県内では規模が大きく、その構成種の中にはミズバイが成育し、林床には愛知県の準絶滅危惧種であるルリミノキ、オオフユイチゴの群落が生育していることが本社叢の特徴の一つです。また、参道入口前にあるクスノキの巨木は、岡崎市の天然記念物に指定されています。

昆虫では、愛知県の準絶滅危惧種であるオオゴキブリが生息しており、また「ヒメハルゼミの生息地」として本社叢は市の天然記念物に指定されています。

したがって、これらの自然環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第4号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

### (2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

#### ○植生

本社叢の植生は、丘の東側斜面は常緑広葉樹である主としてツブラジイの天然生林で、西側斜面はヒノキ植林地となっています。この常緑広葉樹林の本社叢は、郷土景観を代表する植物群落といえ、愛知県西三河南半に残された天然生林の中でも大きなものです。また、注目される種として、県下では生育数が少ないルリミノキ、オオフユイチゴといった分布の北限に近い植物が生育し、またその他にベニシダ、トウゴクシダなどのシ

タ類、ミミズバイ、クロバイ、及びコクランなど暖地性の種が多く生育しています。

○野生動物

昆虫では、暖地系の種で自然林などに生息し、県内では少なくなったとされるオオゴキブリが生息しており、また暖地系の種であるヒメハルゼミが生息し、本社叢は「ヒメハルゼミの生息地」として市の天然記念物に指定されています。その他、ヒメハンミョウ、ハグロカワトンボなどがみられます。また、鳥類ではフクロウ、アカハラなどもみられます。

(3) 所在地

岡崎市舞木町

(4) 面積

5.50 ヘクタール（特別地区：1.55 ヘクタール 普通地区：3.95 ヘクタール）

4-8 鳥獣保護

区分	名称	面積（ヘクタール）	設定期限（平成）
鳥獣保護区	闇苅鳥獣保護区	430	15.11.1～25.10.31
	岡崎鳥獣保護区	6,450	20.11.1～30.10.31
	宮崎小学校鳥獣保護区	5	19.11.1～29.10.31
	岡崎東部鳥獣保護区	1,110	15.11.1～25.10.31
	大平田鳥獣保護区	218	15.11.1～25.10.31
	額田中学校鳥獣保護区	50	16.11.1～26.10.31
	生平小学校鳥獣保護区	59	20.11.1～30.10.31
特定猟具 使用禁止区域	額田峰特定猟具使用禁止区域	200	18.11.1～28.10.31
	岡崎小針特定猟具使用禁止区域	477	19.11.1～29.10.31
	須渚特定猟具使用禁止区域	114	19.11.1～29.10.31
	大重特定猟具使用禁止区域	210	17.11.1～27.10.31
	岡崎幸田特定猟具使用禁止区域	163	16.11.1～26.10.31
	岡崎特定猟具使用禁止区域	790	15.11.1～25.10.31
	岡崎岩津特定猟具使用禁止区域	920	16.11.1～26.10.31
	北山特定猟具使用禁止区域	264	18.11.1～28.10.31
	藤川特定猟具使用禁止区域	620	18.11.1～28.10.31
	額田平瀬特定猟具使用禁止区域	5	19.11.1～29.10.31
	六ッ美南部特定猟具使用禁止区域	45	13.11.1～23.10.31
	岡崎東部特定猟具使用禁止区域	679	19.11.1～29.10.31
	常磐特定猟具使用禁止区域	360	22.11.1～32.10.31
	岡崎福岡特定猟具使用禁止区域	9	14.11.1～24.10.31
	宮崎地区特定猟具使用禁止区域	56	19.11.1～29.10.31
淡渚特定猟具使用禁止区域	55	22.11.1～32.10.31	

#### 4-9 年別・月別気象概況 (岡崎市消防本部)

	気温 (°C)			平均湿度 (%)	最多風向	平均風速 (m)	最大風速		天気日数 (14時現在)				
	平均	最高	最低				風速 (m)	風向	快晴	晴	曇	雨	雪
平成 18 年	17.0	36.8	-1.6	74	北西	2.3	23.9	南南東	7	186	135	37	0
平成 19 年	16.7	38.1	-0.7	67	南	1.4	27.0	南南東	6	219	110	30	0
平成 20 年	16.1	37.6	-3.8	65	南	1.4	24.4	南南西	2	228	98	36	2
平成 21 年	16.2	35.8	-3.5	64	北西	1.4	36.3	東	4	227	108	26	0
平成 22 年	16.4	38.2	-2.8	68	北西	1.5	21.1	南東	0	216	106	42	1
1 月	4.6	15.5	-2.8	65	北西	1.3	15.4	北西	0	18	10	2	1
2 月	7.1	20.4	-1.6	68	北西	1.4	15.1	南南西	0	13	11	4	0
3 月	9.5	20.2	0.4	65	北西	1.6	20.5	南南西	0	14	13	4	0
4 月	13.4	24.2	2.3	62	北西	1.9	19.4	南南西	0	16	7	7	0
5 月	18.3	31.4	6.8	63	南	1.9	18.0	南東	0	23	2	6	0
6 月	23.6	34.6	13.9	72	南	1.6	18.0	南南西	0	12	15	3	0
7 月	27.6	38.2	19.5	75	南南西	1.7	14.3	南南西	0	17	8	6	0
8 月	29.0	38.0	23.3	72	南南西	1.7	13.8	南南西	0	24	6	1	0
9 月	25.8	37.5	13.0	69	南	1.3	12.2	北西	0	18	9	3	0
10 月	19.1	29.0	9.0	74	北北西	1.0	14.0	北	0	17	10	4	0
11 月	11.6	20.6	1.6	67	北西	1.0	13.1	北西	0	22	7	1	0
12 月	7.7	19.9	-1.7	67	北西	1.4	21.1	南東	0	22	8	1	0

(資料：岡崎市消防本部)

#### 4-10 年別降水量 (岡崎市消防本部)

(単位：mm)

平成	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間降水量	月平均
18 年	33.0	94.5	60.0	98.5	186.5	153.5	222.5	15.5	164.0	74.0	66.5	102.0	1,270.5	105.9
19 年	33.0	52.5	69.5	39.5	110.0	160.5	336.0	71.5	212.5	86.0	15.5	90.0	1,276.5	106.4
20 年	36.0	49.0	111.0	205.5	246.5	218.5	37.5	432.0	149.0	55.0	60.0	37.0	1,637.0	136.4
21 年	104.0	50.5	110.0	84.5	263.0	205.0	162.0	70.5	28.0	145.0	156.0	44.0	1,422.5	118.5
22 年	7.0	157.5	199.5	138.5	137.0	181.5	213.0	50.5	141.5	181.5	50.5	56.5	1,514.5	126.2

(資料：岡崎市消防本部)

#### 4-11 降水量経年変化

(単位：mm)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
国土交通省岡崎観測所	1,450.0	1,235.0	1,518.0	1,419.0	1,471.0
国土交通省宮崎観測所	1,915.0	1,516.0	1,785.0	2,023.0	2,114.0
岡崎市消防本部	1,270.5	1,276.5	1,637.0	1,422.5	1,514.5

(資料：岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)

#### 4-12 降水量経月変化 (平成 22 年度)

(単位：mm)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
国土交通省岡崎観測所	8.0	161.0	208.0	133.0	132.0	151.0	221.0	47.0	147.0	178.0	44.0	41.0
国土交通省宮崎観測所	19.0	212.0	263.0	157.0	170.0	242.0	341.0	143.0	158.0	253.0	82.0	74.0
岡崎市消防本部	7.0	157.5	199.5	138.5	137.0	181.5	213.0	50.5	141.5	181.5	50.5	56.5

(資料：岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)